



中田教授
獨逸法制史

第二卷

東大法学部
團藤重光

◀昭和八年度講義▶

MADE IN TOKYO BUNYODO.

OpCARD 10





OpCARD 10



	PAGE
第二編 物權法	
第一章 動產不動產の區別	
第二章 不動產物權	
○第一節 <i>Genere u. Besitz</i>	
<i>Genere</i> の概念——種類——效果——占有の保護—— <i>Besitz</i>	
○第二節 不動產の所有權	
第一款 總論	
第二款 <i>Sog. getheiltes Eigentum</i>	
第三款 <i>Das gemeinschaftliche Eigentum</i>	
<i>Gemeinschaft zu gesamter Hand</i> —— <i>anteilrundes</i>	
<i>Miteigentum</i> —— <i>gesamteigentum</i>	
第四款 不動產所有權移轉の方法	
第五款 不動產所有權の制限	
<i>Nachbarrechte</i> —— <i>Nachbarrecht</i>	
○第三節 <i>Leihe und Pausgüter</i>	
○第四節 <i>Kleinsten</i>	
○第五節 特別不動產性	
第一款 <i>Lehn</i>	
(甲) 中世 總論——授與行爲 <i>Belehnung</i>	
——封的關係 (乙) 近世	
第二款 <i>Stammgüter</i>	
第三款 <i>Familienfideikomisse</i>	
第三章 動產物權	

第一节 高度の Genere

第二节 高度の Genere

(甲) 明治時代 (乙) 中世

第三节 果実

第三編 債務法及の責任法

第一章 Schuld & Haftung の概念

第二章 Persönliche Haftung の範圍及の實現方法

Germanische u. Römische Zeit — 中世 — 近世

第三章 Schuld u. Haftungsverträge の形式

要式契約 — 要約契約 — 定形契約

第四章 Reine Haftungsgeschäfte

Grundvertrag — Bürgschaftsvertrag

Verpfändung der einzelnen Persönlichkeitsgüter

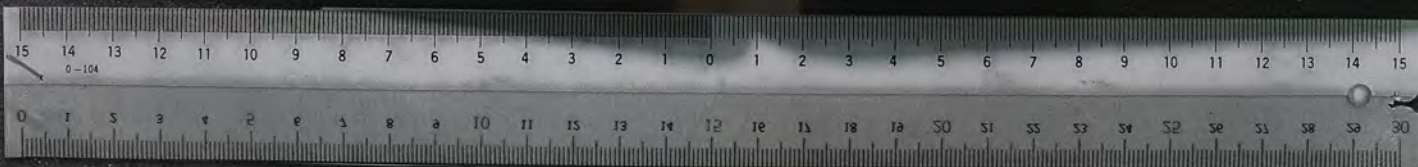
第五章 不仕行病

後援 — 他人の不仕行病の對其責任 — 訴訟及

の執行の爲めの特典

第六章 債權譲渡及の代理

第七章 Sachhaftung (第1編)



^{家畜}
Pecunia — Latin
Fahrend schaz 家畜の宝
habe 所有
Fahoris 宝の所有
Erbe 遺産 hereditas — Latin
terra 地 proprietas 所有物

in a. m. subn — sollus edel gesteine 宝
wie vich, ros 家畜, treiben 追, tragen
運ぶ, mac — mag.

Fackel 大炬 verzehrt 消耗する

相続人が自分一人に取つて財産

附属物

根

(S. — 日布施君の十一に據る)

1. Kap. 動産不動産の区別

標準 ① 動産は財産

② 所有の風習や地中

Enten Verlegung
schaftung.

土地の Radizieren 公の所有に土地は
不と看做す。

第二編 物権法 第一章 動産不動産の区別

1714 年時代は動産のことを *varianten* といふ不動産のことを *Eigen* (*Eigen*), *Erbi* (*Erbe*) と稱し、中世は動産のことを *warende Gut oder warende habe*, 不動産のことを *Eigen, Erbe* 等といふたのである。さて動産と不動産の区別を定む標準は土地の法權に關してある。而して二種ある。一は目的物の移動性の有無の別である。二は *Sachwabspiegel* は次の如く言へる: *Was warende gut heizet, daz subn voir in sagen Gott, silber und edel gesteine, wie ros und aller, daz man treiben und tragen mag.* 一は目的物の移動性の有無の別である。二は *Sachwabspiegel* は次の如く言へる: *Was warende gut heizet, daz subn voir in sagen Gott, silber und edel gesteine, wie ros und aller, daz man treiben und tragen mag.* 一は目的物の移動性の有無の別である。二は *Sachwabspiegel* は次の如く言へる: *Was warende gut heizet, daz subn voir in sagen Gott, silber und edel gesteine, wie ros und aller, daz man treiben und tragen mag.*

に之の possessor Gewereの効力に於ては此の占有
Besitzがあらは。

2. Kap. 不動産物権

§1. Gewere u. Besitz
ホー Gewereの概念

系図
「系図」といふこと

つぎに Gewere & saisine
系図の saisine とあら。

中世に於ては、事実の支配の
G. の効果は占領 = 係争の要は

(1) Nutzung の形に於て
外部に表現

(2) 家系とのつながり
占有の主張に於て

第二章 不動産物権 第一節 Gewere und Besitz 第一. Gewere の概念

ケルテ法系の諸法では占有のことは Gewere (Gewere d. i. lateinisch: ves-
titura, investitura) と言ったが、之は物に不動産について著産は。元来
言葉は動詞 althochdeutsch (ahd.) の wergan とする、Anglo Saxon (eg.)
の wergan (lat. vestire, investire) の語は着装のことが主であるが、
法律上の目的物の事実の支配と手に着ることを意味するのである。Bsp Gewereは
目的物の事実の支配と見る概念である。§1 Gewereの効力は、中世に於ては
不動産の事実の支配が Gewere の効果とあるのは、二條件に於てある。必要であ
る。ホーは不動産の支配は Nutzung (収益、用益) の形式に於て其の不動産の支配
が外部に表現されてあることである。Kausler が Der durch Nutzung sich
manifestierende Besitz と言ったのは其の正しである。この Nutzung は不動産
の直接の用益に於てあるが、他人の不動産に害を及ぼす Zins (地代、小作料) を収納
してあるのも Nutzung である。元来この二つの点で不動産物権は目的物の Nutzungs-
recht を包含するが、故に既に不動産物権と不動産の占有行使に於ては Gewere
を有する。而して中世に於ては、一個の不動産の上に複数の収益物権が何れあるか
の常態がある故に之に相応に、一個の不動産の上に複数の Gewere が何れあるかの
ありである。其の後に於ては二つの Geweren に一物の possession と大に異なっている。
ホーは不動産の支配は其の不動産の上に物に占有の主張 (Behauptung) に基
いて必要とある。換言すれば Gewere の効力は占有不動産の支配の Nut-
zung には必要とある。其の不動産の上に物に占有の主張に基いて其の占有者。その
故に地主代て其の土地を管理する者、法律に権利能力を有する故に其の効力は

„das Kleid des Sack-
rechts.“ (Gierke)

かに使用収益にありて Gewereを有する。此の主張は単に主権の所有者は物權を有する主張のみにて不十分であつて客観的に認められ物權を有する主張であるべきである。それ故に他人に依て自己の Gewereを奪はれれば之を賠償するが如きは自己が物權を取らねばとの客観的原因に於て之を主張せねば必要である。即ち此の主張が早に眞實であつた否かは問ふ所である。蓋し及ての Ein Gewere は有するが 眞正の物權者 として推定せられる故である。斯くて Gewereは客観的に存在する物權を有する主張に基く。目的物の Nutzung は此の possession と大に異なり所である。即ち possession は自己所有權としての主権の主張に基く目的物上に排他的支配に於てある所の事實的状態であつて占有者が客観的に物權を有するか否かの物權の問題と之は没交渉である。又 Gewereあるは目的物の支配は客観的に認められる物權者の主張に基くことを要し其の支配は常に物權の内容と一致する Nutzung の行使に依るが故に Gewere は自身は物權の行使であるとして其の根拠に於て常に權利と於合してあることを言はなければならぬ。而して兩者の於合は如何に接近せしむに於てか今論ずべきであるが今日に於て Gewere は物權表現の外形形式の論議は有るのである。即ち Hubers Die Form der dinglichen Rechte の Gierke が Das Kleid des Sachenrechts と言つてゐるが最も簡明に要を得た言である。

梅款

- ① ledigliche Gewere
- ② Eigengewere etc.
- ③ sog. rechte Gewere
- ④ Realliche G. u. ideelle G.
- ⑤ ruhende G. u. anwartschaftliche G.
- ⑥ Sachgewere u. Rechtsgewere

1) Slope 同 10

Idelle Gwene (4)

$$Z = \text{Zener, 雜類}$$

I. ledigliche G.

II Eigendimensionen usw.

III. sog. rechte G.

IV. Leibl. u. intellect. g.

第二 Gemere 種類

I) Ledigliche G.

これは中世以来所有者が目的物を直接に nutzen のゆえに（所有）なのである。

II) Eigengewere &c.

G. の正木原に因附せしむに於けるは Eigeng. と稱し、~~Lebens~~
封に受けりし時其は Lebensgewere と稱し、Zins を取むるに於けるは Zins-
gewere、又其のを Saftungsgewere と稱し、Liebjachtgewere と稱
す。一生期收を物なく其にあり、G. zu rechter Vormundschaft は後因
其の ~~か~~ 死ぬに於ける権限を示し G. に有にあらざるはあらざる。其の口實は
一般に G. を示す時は lebende G. blote¹⁾ G. と稱す。

III) sog. rechte G.

不仲の原因は又東條は G. と *soffliche G.*, *betrüglische G.* 等と判れた。かの如に不完全な G. は *Jahr u. Tag* の間他人の筆は書けぬ。唯だ安全なる G. と云はれに於て、れは *rechte G.* と判れぬが、眞の *rechte G.* は異のである。

IV) Leibliche G. u. ideelle G.

近世科学者の分類である L, G は、前者は観測目的物と $musphen$ といふ観測
の占有である。元素 G は前述の如く物と存在との同様の現象の4次元
を以ての状態であるが G は L, G 2次元の常態である。現象の次元以外
の同様の現象の収容がそれゆへに G の存在と認めべきである。即ち

- (1) Symbolische Investitionにおいて、 G の引換と受けたものは譲渡人及びその後者から、 L 、 G の譲渡と受けたものに対して
- (2) 遺産相続人、相続の開始において自己の全部遺産の G を取得たものに対し、 3 月末日において月毎の G と取られたものは相続人それぞれ、現実的

V. Ruhende u. anwartschaftl. G.

ruhende G. は物に
も対抗可能。

VI. Sach- u. Rechtsgewere

土地の *radizieren*
も権利。

の物の上に所有権を置く一種の ^{Gewere} ~~権利~~ である。
(4) 不活い他人から G. を奪い取るのは所有権者及びその占有承継人に於て *Jahe*
u. *Agg.* の両方 G. を保有にありとされた。
以上の中 (1) (2) (4) は既に 73 年の時代以前に法 1 条にある (3) は中世に於て
発生した。今あるものは、物に *dingliche* の性質を有する *ideelle* の G. 又は
unkörperliche の G. として所有権の *ideelle* (od. *körperliche*) G.
と区別がある。

V) Ruhende G. u. anwartschaftliche G.

今日の法律の分類は、1 つの *ideelle* の G. の効力は *ideelle* 関係としてある
一者の所有権と同時に他の G. の効力を表現に基く一種の *ideelle* の G. として認め
る。例は、不動産の賃入にあつては、目的物の *ideelle* の G. は、賃取人に属するが、
賃入人は、賃料を支払ふ法律上の義務を負ふ効力を担保に有する。
この *ideelle* の *ideelle* 関係の *ideelle* の G. は、賃取人の *ideelle* の G. を再行して *Gewere*
と G. とする。 *ideelle* G. と異なり、G. は特定の *ideelle* の G. に対して効力を有する。
relative G. である。G. は *ideelle* の G. に対して効力を有する。G. は *ideelle* の G.
anwartschaftl. G. は、債権と異なり、又は、長期の *ideelle* の G. である。G. は、
債権の成就、期間の到来と共に、*ideelle* の G. となる。G. は、*ideelle* の G. である。

VI) Sachgewere u. Rechtsgewere.

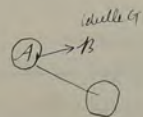
これは、世に於ける分類である。前者は所有権の G. であり、後者は権利の G. である。
1 つの *ideelle* の G. は、土地の *radizieren* の G. である。
無体不動産と有体不動産との *ideelle* の G. と区別する。G. は、S. G. の外
に、G. である。

Gewereの効果

- ① Die Wirkung der Rechtsverteidigung
 - ② Die Wirkung der Rechtsverwirklichung
 - ③ Die W. der Rechtsübertragung
- I Defensivwirkung

二つの類型 ① 推定

② 訴訟上



II. Offensivwirkung

第三 Gewereの効果

ドイツ固有のG.は所起の物に物权的に表現形式である。従ってG.は物权的に効力を補完的效果を有する。今この時代以来のG.の法律上の効果と起るに依り三種に分れる。

I) Die Defensivwirkung (Haber) — Die Wirkung der Rechtsvertheidigung (Gierke)

G.の所有権者同様のG.を保護するものたることを示す。第一G.の所有権者は所有権者として同様の権利者に對して法律上の利益に依り自己の主張を主張し得る。然るに他人が所有権を主張するに當りてはG.の所有権者は所有権者として同様の権利者に對して法律上の利益に依り自己の主張を主張し得る。第二G.の所有権者は所有権者として同様の権利者に對して法律上の利益に依り自己の主張を主張し得る。第三G.の所有権者は所有権者として同様の権利者に對して法律上の利益に依り自己の主張を主張し得る。

II) Die Offensivwirkung (Haber) — Die W. der Rechtsverwirklichung

Quelle G.の所有権者は同様の権利者に對して法律上の利益に依り自己の主張を主張し得る。然るに他人が所有権を主張するに當りてはG.の所有権者は所有権者として同様の権利者に對して法律上の利益に依り自己の主張を主張し得る。第三G.の所有権者は所有権者として同様の権利者に對して法律上の利益に依り自己の主張を主張し得る。

III Translativwirkung

新旧土地の保護

何人が所有する土地
に他人が侵入したとき
その利益

お8 Besitz

Rom. R. の possessio
は権利の占有状態を指す

III Translativwirkung (H.) — Die W. der Rechtsübertrag-

ung.
G. は物権の表題形式に G. を持つものは交換の権利を有する物権に有する権利を
受ける故 G. は物権の公示形式の意味を有する物権に有する権利を有する。故に G. と有
する権利の対立は物権の対立と見做され、G. は物権の公示形式を有する。即ち G. は物権の公示
形式に物権の Legitimation (商標) を付与するものである。故に又従って
物権の公示形式は G. の権利の公示形式に依りて決定される。

第四 占有の保護

1 つの G. に對し本権の問題と全然無関係に占有保護の制度が設けられた。
これは本権の第 1 次予備行為として他人が係争地の G. を有する状態に他人が侵入
した地位に立ち入り決定を制する権利。即ち二人が共に係争地の G. を有
するに對する何時何處に Nutzen といふか或は利害の衝突に對する何處の Nut-
zung といふか著者に長年の利益を G. とする。又 Nutzen の長年の
不平等の時に附して人民と人民に何人か G. を持つことを決定せしめ、何處かの不
能な時に係争地を二人に分割し各人ともに所有するべき土地に各
人其の地位を受けしむるである。

第五 Besitz

12-2 世紀以後の possessio はいつても物權として Besitz といふに於ては
律上の制度である。これはいつても Besitz は他とて R. の possessio とい
はれ、いつても物權に對しては Besitz といふ。而して其の性質はいつても
F. といふ E. といふ。従つて R. の possessio は物權に對しては Besitz といふ。

(6) 肺の修復

とし Gewere といふものの Nutzung といふところの 放棄 といふことだ。
地

II. Rechtsbesitz

Rechtsbesitzの擴大

III. Besitzの概念

IV. Translativwirkungの消滅

Idelle Gewereの消滅

II) Rechtsbesitz

R.R.の権利の占有は権利の物の物権(地役権、地租、永小作地、
権の如き)に於てのみ認められる。故にこの国有地の Gewereは土
地の根拠が公衆の権利に於て認められておる。E.を受けて居る者
は、土地の権利の占有に於て非常に擴大された。即ち土地と支配の権利
の占有は天賦の権利に於て Besitzと認められる。従つて R.は
従前の如く R.R.の Besitzは非常に擴大された。ストワヤは
一面の行使に於て消滅した。故にこの財産権に於て之を認められて
おる。土地の占有は土地の国益の物権の限定はである。

III) Besitzの概念

R.R.の possessionは排他的である。同一の物に二個の ^{vle} 所有権が
存在する事は、世に於てストワヤの B.は Gewereの E.と云ふ Eigen-
besitzの物と Nutzbesitzの他の Besitzが併立する事は、スイス及び
ドイツの民法が否定的に、他人に占有する権利は、selbst-
ändiger B. bzw. mittheilbarer B.と云ふ所有権は占有する権利は
Pächter, Mieter von unselbständiger (unm.) B.と云ふものは
B.の概念を認められてゐる。

IV) Translativwirkungの消滅

世に於て R.R.の系は、この特異な特異の形式を要し、故に Gewere
国有地の Gewereは、その不動産の物権の占有主たる Legiti-
mationskraft (適格性)は消滅してゐる。しかし一方不動産の登記
制が、登記の作用は登記のみに移つた。

V) Idelle Gewereの消滅

静、不动度、不有提
为一款临证

[illegible]

鄭慶新有棧之不動產所有權
與作同之異人可。

その理は如何

不動產所有權之 *Nutzungs-*
recht 之 *移轉*.

IV) Besitzの保護

社の保護も亦、其の *interdiction* の制を建てるに於て特種の特
 許に在るに於ては、其の概 100% の製造権に於て著しく変化を遂げし
 ものの一つ、の制とは大分異な。そこで此は Gower の E. 100% の製造権の
 である。

第二節 不動產所有權

第款 臨證

4. 民族の権利は所有権の概念のうちに含まれていない。所有権は個人に属するものである。故に之を自己の Sache, Eigen-umwelt 13. §. の初め部分の Eigen-schaft 14. §. の初め部分の Eigentum 20. 條の語義に照して、4. 2. 條の所有権の概念と不動産としての物の作用とを異にするのである。蓋し初度には物と Substanz として用ひられては不動産は財産の要素として理論上利用出来てゐる。又初度の所有権は排他的の権利の支配権であることに於て 12. 2. の dominium と同一である。然し此の不動産の所有権に對して他の物権は引以て物の Verfügungsmacht としての權を有する。又 12. 2. の所有権は若し相互にあるのである。今 4. 2. 1. 條の土地所有権としての特徴は、^著4. 2. 條の次の如くである：

III Genossenschaftliche Erziehung

IV. 公共的分子.

支分所権.
断絶か(名)付合の断絶

才 = 款 *soj. geteiltes*
Eigentum.

Glossatorus 7/18/21/10/21

右の如く申せしに於て夫れは私権の如くは有る様にして又必ずしも私権の (Grunn-
äußerliches) であるに必要は族の内に於て子孫の如く (Familien-
fidei kommiss) の如くであるを得のである。又申せし如く地主の所有地は其の地方の大地主の爲に課税せらるゝに所有主であるから Zins (地租)
Fronden (夫役) 等の所有地 Reallasten (地土負担) 等 其れ他の私権
的の又私権的の負担として其の所有地の利益に於てあるといふことが常である
のである (其れは Zinspflichtiges Eigentum 村税と云ふのである)。

IV) K-rz 的所有者們因自己的方法而受到 K-rz 的組合的 gemeinschaftlich 色彩和聲的所引起。即學校、教授、教員之間的關係是互不干涉的制和互不干涉的。校長的其獨制的如已於前在 III 和 IV 明瞭於人性的因循的拘束地而與此方於組合的構造を示して示す。

N) 土地所有權の消滅がある。民の dominium にあるが、所有権は個人にあり、
和は、蓋し封建制の環を、使ひて土地所有者と土地の社会的支配者とを隔
たす。一而して各々の社会的存在を以て土地所有者の制度の中に入れ、第何
地方には土地の上を行くもの公的支配権と主権が動着と著しく、初めに
所有者と認められ、所有者と土地の社会的な、別同であるべきである。

第二款 sog. geteiltes Eigentum

トイでは中世に於ては、*Lehn*と云ふのは各封建領主の作權 (*Erbpacht, Erb-
liche*) の土地に強力的な土地收買物がある所を指し、性質上、*Nutzungs-*
recht であるが、所有権の内容が分化したものに對するものではない。然るに、
此の強力的な土地收買物と下級所有権とは又々別である。此れは *gut. g.*
の圈にあるところより *Glossatoren* の説を研究せらるゝのである。

actio directa
actio utilis
に之れは所有権の行使に
justitiam animum

dominium directum
or Oberigentum
d. utile Unterigentum

Vgl. Miteigentum

第3款 Das gemeinschaft-
liche Eigentum

或の共同 Gesamthand
英の joint property 共有 (Bogen-Werk, 641ff)

第1. Gemeinschaft zu gesamter Hand (Eigentum zur
gesamten Hand)

- 第1. Gemeinschaft zu gesamter Hand I. 概説
- 第2. Anteilmäßiges Miteigentum
- 第3. Gesamteigentum

此の解説 其の他物権の行使は所有権に比し能はざる大
であるが理由で rei vindication 等には d. utilis に於て保護は
あるが Emphyteusis, superficies の如き物権に dominium
utile (準所有権) と有するに於ては rei vindication に於て保護は
ない所有権に dominium directum と共に相対せしむる。此の
ため所有権は d. g. h. (d. g. h. といふ) 建物を d. g. h. として
他の強力な土地収買物に適用されてゐた。近世では d. directum
と Oberigentum, d. utile と Unterigentum 或は又前者を
Kaufbares Eigentum と呼ぶものがある。

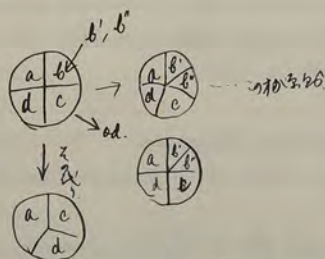
第3款 Das gemeinschaftliche Eigentum 共同所有権
此の共同所有権は d. g. h. といふと其の共同所有権を認める。即ち此の
共同所有権である。

第1. Gemeinschaft zu gesamter Hand (Eig. zur gesamter H.)
共同の共有

(I) 概説

R. R. の communio 純粹の共同所有権は其の共同所有権の
物と其の共同所有権の共同所有権に於ては共同所有権の共同所有
(Anteil) と共に共同所有権の共同所有権に於ては共同所有権の共同所有
権と共同所有権の共同所有権に於ては共同所有権の共同所有権と
共同所有権の共同所有権に於ては共同所有権の共同所有権と
共同所有権の共同所有権に於ては共同所有権の共同所有権と
共同所有権の共同所有権に於ては共同所有権の共同所有権と

処分は総体の意思と其月
の行おの依り要した



Right of survivorship.

人造的方圓係致力加緊

集会の一件とあり、横新我
移り文句とありおのち

[illegible]

各種の共產制

- ① 父子兄弟制
- ② 夫妇兄弟制
- ③ 家长制 $\rightarrow$ Gemeinschaft
- ④ Ritters $\rightarrow$ Genossenschaft

父子共度制

夫婦共産制

II 農民間の Gemeinschaft.

觀念

其處に属すもの

管理者

延和

持仓时不确定

company $\rightarrow$ insurance

スハ民性

III. Kritter (W) = Ganerbochaft.

142921 1.5.8.

Mutschlerung

இருவரும் தீயவர்கள்.

以下二冊中世に有名な二種の家制度を予述する。

II) 農民間の Gemeinderschaft.

農民団の行状は Gemeinderschaft は 共有地 である。相互扶助に
限らず知識教育授け合いの契機となり成り得た故に SPS の家族に在
る 食料の共同 (in einem Haus und Brot) 米糠と食糧 (auf gemein-
samen Gedak u. Verderb lassen) の取扱いが各家族の家族が
生計にある家族共産制である。共産に属する土地より豊か其日相獲人 Bund
は相獲人共産全 Spinn 及び 穀 事の財産及び 食料 所有者が公務員として所得し
て財産は各の特有財産にありてある。共産財産の管理は 年長男 としておけるは
外部に於ける共産を代表に法律行為を施す共産の 代表者 共産の 同意
必要は。各員の持分は不分割で一人一人直に昇降を許され死に時は分割し
て本人の持分は他の共産者の持分となる。共産の分割は交易 利益 共産者の
一人が死亡した時以外の一人は分割を許しは地所あり又地所あり。

相別に持てた。このGemeinschaftは近世に入ると亦
 相續して一時中絶の頃1907のオーストリアは、此制度を廢した。

III) Pitter 同の Ganerbtschaft.

Ritter's Familienbuchの支那版の注に Lehn (封) のついで行はれた。例に示す
の支那名は内庄必書也が、別庄の字は分割を行はぬ別庄なり。以上後世で
は相当の費用を以て更に別荘を以て控置されて 別荘経済 には Muttschier-
unge 特有な分割方法に分類し。これは封建的の分割の 1895 Todtteilung
(死分) であるに等しい。新土地の分割に内札と別荘の性質を失はぬのである。

A
 G_{red}

B
 H_{red}

① 高斯消元法求行列式
 ② 行列式按行展开

Fürsten 1828
Erbverbrüderung

 $\frac{2}{3} =$

第 3. *Gesamteigentum* 總所有
Gesamthand 共同所有
第 4. 共同所有.

同价与组合类-梳洗台
合座.

209: Almeida

Hülner
genossenschaftliches
u. korporatives G.E.

Fürstenの同族 Ganerbschaft 行はれるから、その Gesamthandprinzip に基く Erbverbrüderung (即ち人の上の Fürsten が契約を以て互いの地位を gesamthand かつたものありの形で互に各々の紋章と印字とを共に用ひ互に他の領民から服従の宣誓を受けつゝあること)を行はぬ(但し支那は各別に行はれる)。かゝる Erbverbrüderung の契約の締結は、その時同族各一同族の同意なく其のうちの一人が他の一前家或は絶世の時同族地位を其他の家より脱落せしむべきである。

第 二. Anteilmäßiges Miteigentum

A.R.のcommunismに対する絶えざる批判は、其のほかに以下に述べられている如き点に於て、尤も著しい。密院及び所屬の教人が宗教的義務に於て有能な者であつた。1842年の其の適用の中世では既に例外であつた。

第三 Gesamteigentum 總有

Gesamteigentum の意味は「共有」ではなく Gesamthand (共同) 意には
用いられる。従って此所に Gesamte Ra' Nudner の ~~共有~~ 共有権と株式
成立の過程が能く円滑に と云ふ表現の相合点の内部矛盾に注意すべき。
Gesamteigentum と呼ぶのである。例へば Allmunde (入会地) は Markge-
nossenschaft の異称所有であり又個々人の gesamthand であること
から Rd 管理者は Markgenossenschaft 全体を代表するものであることは
各組合員の権利行使範囲においてある。Allmunders 同様に Ge-
samteigentum であるのである。Hübner's Körperschaft は本質的に
Genossenschaft の Gesamteigentum & genossenschaftlicher

[illegible]

第四款 不動產所有權移轉方式

(甲) Germanische u. fränkische
Zeit

Gewereの字彙
 hörbar u. sichtbar

手と足の動作に伴う
方式

新田二棟あり:

I. Reule Investitur

4. 性能最良の方式

(1) Sala (traditio).

(c) *Jemere* (*Invertitur*)

work of tradition & folk
to sell
sale

GE. & Aiy Körperschaft 各州各段のGE. & korporatives GE. & 2812 1000000000

第四款 不動產所有權移轉の方法

甲) Germanisch- u. Fränkische Zeit.

4. 目的の達成のため必要の権限の行使は目的物の *genere* の移
 轉に伴つてのみ必要であり、目的移轉行為は他人の ⁽³⁾ 視聽に留め得ない
 (*hæret u. sichtbar*) といふ方式即ち *Publicitätsprinzip* (公示主義)
 となるを要し、従つて不動産所有権移轉に於てこの原則は必ずしもその動作
 (mit Finger und Zunge, lingua et digito, mit Hand und
 Mund, ore et manu) 行為がなされて行はれ、而して *hæret u. sichtbar*
 に行はれない方式は新國の法律に於てある。

I) Reale Investitur

今でも、この土地の最大の不安要素は、権限が不明な行政機関の存在である。Institute
は、これに代わる「環境行政」の地位を確保する。そのためには、環境省（Ministry of Environment）と
国交省との間に、環境行政の権限を明確にする必要がある。

1) Sala (Traditio).

豫内省百部に正証豫人土伴の意圖地の上卦を以て特定の文意は
て豫内省の正証表示を以て豫内省の豫人土伴に於て其の他の支配
権の正証 Herrschaftssymbole とし示すに於て其の正証の所望の正証は
相當の正証である。

2) Genere (Investitura)

これは Glomeruli であるが、この中に濾過膜がある。濾過膜は、内皮細胞、基底膜、上皮細胞からなる。濾過膜の役割は、血液から濾液を濾すことである。

不協定の漢字は異体字と見なされ、その存在は辞書などにのみ見られる。このように、
抄写が行われる際に、その字に代わって、その字の音に代わって、その字の音に代わって、
に代わって、その字の音に代わって、その字の音に代わって、その字の音に代わって、
付した後、Exfoliationが行われ、その結果として、その字の音に代わって、その字の音に代わって、
付した後、Exfoliationが行われ、その結果として、その字の音に代わって、その字の音に代わって、

bannus
平加力

亦、 $\frac{1}{2}$ の所有権及び $\frac{1}{2}$ の所有権の割合で共有する。この *Investitur per C.* による
 最初の分中は *Sala* と *Investitur* の同時に成立を要す。9. 以上より *Sala* と
Investitur の設置を必要とする。

以この9条のsynd. Inusに293944のGlover's Idelle G. あり
現実のたねにきての譲受人自力に之を取得したと主張す。

乙) 中世に於ては、*Gh.* の語の *Sala* は *Jake*, Aufgabe も同じである。Kassura の名は *Guvere*, Fertigung 等の名で示すからには有義なる *Auflassung* の名を以てたが後にある。而して何れも不徹底な所がある故に *Wahl* といふ三つの形での形式に或地では右の半分の格を交換するところを用ひたる如く他の地では何等かの symbol と描き合はせて居る。宣々の例の大所ある。*Guvere* も或地の樹枝、芝草の格を以て用ひる。或地の *Kemelsetlag* の形式に行われぬ。*auffassung* は或地では *Expositio* の形式即ち *Auffassung mit Halm u. Mund*^(*) 或地方では又俗指 *Auffassung mit Finger u. Zunge*, 又或地で特異の文意つけたりしもの。然之則ち其地に於て *Gabe* の *Auffassung* を是等の全部的行為即ち不徹底の行為と見て相違するものの全部を *Auffassung* といふことである。中世以前の不徹底の諸種儀禮及び一大類型の II. *Gh.* の級より上へ渡したるを以て近頃の或る省区間の土俗といふべきのである。ips *gerichtliche Auffassung* の制度にあつて今の手順と異なり著しく異なるものと我々が知る面から觀望の這思ふ事ある *auffassung* を行つたのである。その時に對する為めの書面に記費并に和紙の前部印の押入を以て三回催さる。此處に大率に民衆の如何の費用を要する時は亦此種の儀式不徹底にして *Bredaban* (罰金) としてこの不徹底に對する一切の儀式を禁せらる。斯くの如きは主席民衆は實際中

前記の das rechte G. 等語。

不動産登記制の起る

(丙) 近世

一、登記制度

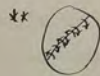
1872年 Preußen
の Gesetz über...

の権利を失ふ。登録者たる Jahren Tage 元日は対して prima なるを
失ふ。従つて裁判官は其の ad. ut なる者たる Gewere ist f. u. 元日は
此の時日人にて之を此の時日 Gewere ist rechte Gewere といふのである。
12. Jh. 以来 北部の都市の不動産の買取りに法律行為となる中継手 Stadt
buch 上の記録が横行をせし。13. Jh. には 24 州の 1 項の都市の公法
の形式に整理された。この整理の際に 単に 登記のありかたにのみならず
其の Auflassung の要件となり更に 他人に不動産の所有権を Gewere ist へ
移譲したることを 2 年以内に登記せしめざることを 罰するものたること
は 14 年不動産登記制の起るを記す。此の中世の 11 世紀 一般の利権として
知られた。

(丙) 近世

1. 登記制度は 動産、不動産に對する所有権を 11 世紀の traditio
として 12 世紀の 登記制度に 13 世紀の 登記制度に 14 世紀の 登記制度に
15 世紀の 登記制度に 16 世紀の 登記制度に 17 世紀の 登記制度に
18 世紀の 登記制度に 19 世紀の 登記制度に 20 世紀の 登記制度に
21 世紀の 登記制度に 22 世紀の 登記制度に 23 世紀の 登記制度に
24 世紀の 登記制度に 25 世紀の 登記制度に 26 世紀の 登記制度に
27 世紀の 登記制度に 28 世紀の 登記制度に 29 世紀の 登記制度に
30 世紀の 登記制度に 31 世紀の 登記制度に 32 世紀の 登記制度に
33 世紀の 登記制度に 34 世紀の 登記制度に 35 世紀の 登記制度に
36 世紀の 登記制度に 37 世紀の 登記制度に 38 世紀の 登記制度に
39 世紀の 登記制度に 40 世紀の 登記制度に 41 世紀の 登記制度に
42 世紀の 登記制度に 43 世紀の 登記制度に 44 世紀の 登記制度に
45 世紀の 登記制度に 46 世紀の 登記制度に 47 世紀の 登記制度に
48 世紀の 登記制度に 49 世紀の 登記制度に 50 世紀の 登記制度に
51 世紀の 登記制度に 52 世紀の 登記制度に 53 世紀の 登記制度に
54 世紀の 登記制度に 55 世紀の 登記制度に 56 世紀の 登記制度に
57 世紀の 登記制度に 58 世紀の 登記制度に 59 世紀の 登記制度に
60 世紀の 登記制度に 61 世紀の 登記制度に 62 世紀の 登記制度に
63 世紀の 登記制度に 64 世紀の 登記制度に 65 世紀の 登記制度に
66 世紀の 登記制度に 67 世紀の 登記制度に 68 世紀の 登記制度に
69 世紀の 登記制度に 70 世紀の 登記制度に 71 世紀の 登記制度に
72 世紀の 登記制度に 73 世紀の 登記制度に 74 世紀の 登記制度に
75 世紀の 登記制度に 76 世紀の 登記制度に 77 世紀の 登記制度に
78 世紀の 登記制度に 79 世紀の 登記制度に 80 世紀の 登記制度に
81 世紀の 登記制度に 82 世紀の 登記制度に 83 世紀の 登記制度に
84 世紀の 登記制度に 85 世紀の 登記制度に 86 世紀の 登記制度に
87 世紀の 登記制度に 88 世紀の 登記制度に 89 世紀の 登記制度に
90 世紀の 登記制度に 91 世紀の 登記制度に 92 世紀の 登記制度に
93 世紀の 登記制度に 94 世紀の 登記制度に 95 世紀の 登記制度に
96 世紀の 登記制度に 97 世紀の 登記制度に 98 世紀の 登記制度に
99 世紀の 登記制度に 100 世紀の 登記制度に

Im Fall einer freiwilligen Veräußerung wird das Eigentum
an einem Grundstück nur durch die auf Grund einer



才與款 不動產所有權之制限

(2)

24. Nachbarrechte

中世の植物の種類:

I. Notweg.

II Pflugwenderrecht

III. Überhangsrecht

Auflösung erfolgte Eintragung des Eigentumsüberganges
im Grundbuch erworben

この地圖に所謂 *chuff* の名があるが、*Sala*, *Gale* などの名は、特等列強に
は要と見做す由第2のわが利権を主張する印をわが利権主張の爲めである。Event
は中世の *Arrestature* といふ名である。この *Preussen* の語は、^{ドイツ} 普魯士の地
方と模倣して用いたもので、以上の諸地は、皆、^{ドイツ} 普魯士の地である。

第五款 不動產所有權の制限

以下は、土地の不動 所 所有の行使が公共の利益のため必要と認められる場合には、所有権の制限を受けるものとして、以下その制限中 Nachbarrechte (相邻地) と Mahnung

Näherrechte の二を規定した。

第一 *Nachbarrecht* ----- これは相隣地関係の基に所有権の制限としての権利が
 1479年時代以来の土地の村規や家規に基いて成立したものである。u = 1872
 建築以後この *Nachbarrecht* の多くは商風によるもの成立または地方の慣
 習に基いて成立したものといふことが多く、*Nachbarrecht* の成立は年々
 I *Notweg* ----- 耕作の目的のため他人の所有地を通行する権利として
 土地の村規内土地家規等に規定されたものであるといふことが多し。

II. Pflugwenderrecht (Wehrecht &c)

4419 地を Pflung (植) といふ木を植へて之を 7 代の子孫にのこす地を Pflung
地といふ。 **

Ⅲ. Überhangsrecht --- 一つの土地の横枝が隣地に伸び出たものの場合、隣地の所有者は自己の土地に伸び出た横枝を自由に取つて之を所有し得るものである。

IV Überfallrecht

V.

VI. Fenster- u. Lichtrecht

VII. gefährliche Anlageの禁止

第2. Nacherrecht (Retraktrecht)

特権的買戻権

中世の法的種類

I. Erlösung

相済人のLösung

IV) Überfallrecht, 土地の所有者が隣地から生じている樹木の果実が落下した場合に該取得権を有す。樹木の所有者が果実を振る際は場合も同じである。故に法律に曰く。 Was in des Nachbars Hof fällt, das ist sein. 蓋し他亦亦隣地の所有者に於ける隣地にある樹木の投影と認めらるるもの及び果実を取らしむのである。故に法律に又曰く Wer den bösen Tropfen genießt, genießt auch den guten. 云々

V) Hammerschlagsrecht u. Leiterrecht 土地の所有者は自己の家屋を修繕するに隣地に入る権利を有し又是場を設ける権利 (Leiterrecht) を有す。

VI) Fensterrecht u. Lichtrecht. 土地の所有者は隣地の戸を窓として設け得る。又本条 (Fensterrecht) は柱間の戸面から見たものである。又隣地の建築物の光線も遮る得る (Lichtrecht)

VII) Lästige oder gefährliche Anlageの禁止 --- 即ち隣地に危害を及ぼす及ばざる建築、うや、便所、肥料溜り、土壌汚染等は之に設けられしむる。

第2. Nacherrecht (Retraktrecht, Lösungsrecht).

不動産所有者が之を売却する場合、或人は買戻権を有す。此買戻権は法律に規定され、買戻権は買戻権の不動産の所有権である。Güter des Eigentums anwartschaftliches Sachenrecht. 而してこの Nacherrecht の種類はあり。中世のものは之の如し。

I) Erlösung. Retrait lignage, Retractus

(漸次一般的制約を有する)

11世紀の時代の法律に現れてゐるのは Erbenwachtrecht と云ふ所の権利である。この時代には一家の財産は高屋不動産の別な文子の gensamthand に属してゐた。この文子集には同じ文子の Munt が作用して一家共有財産を管理収益してゐる。従つての権利は文子の死後に於て同じ共有財産を繼承し管理収益する権利は Wachtrecht である。この Wachtrecht の財産は一方に於て文子の管理に属するが他方者子の Wachtrecht である。従つて文子の死後に子孫が成年に達せば彼等の同様に管理する権利は單獨に彼等が権利を有する。前記の11世紀の時代以来次第に個人の財産管理の獎勵に盡力は結果多くの民族が彼等家産に於ける父子各々の持分を定むる父に於ける意思に及んで家産分割に自由持分を Freitheil (自由分) と云ふと云ふに當り附けられた。更に後代立派は分割し得るに準じ父の持分を Freitheilrecht 自由分~~持分~~ 権の制度である。とり Sachsen の法律では更に單に Wachtrecht の代に最近相続人の Beispruchrecht と稱するのがある。この家産は所有不動産の所有処分する持分を平ら最近相続人の承諾 Erbelaub する必要なしの承諾を附けに処分は時に最近相続人と一年の間の内と不動産と取戻す権利を有する。この権利を漢語に取戻権を Beispruchrecht, Einspruchrecht (異議を申すの権利) といふが文の意では Beispruchrecht と稱する。この Sachsen 法もこの Beispruchrecht は中世の終りには他の地方 Wachtrecht と Freitheilrecht とに取代はるに代りたの爲に一般の制度となつた。併し猶の Freitheilrecht は其れを當て。18世紀の都市の Beispruchrecht の Erbgut 相続不動産に於ける

遠くとも時をいかにしてかたき山に暮らすのもやむ
新設の寄附の影響のあらう。

[illegible]

allmend
mark

はあはあにんげんおとこ
おのれおのれはあはあ土地
おのれおのれ。1496 Real-
gemeinde of this area

買戻値の变化
(一年に一回)

II Markierung

III. Nachbarlösung.

IV. *Gillsony*

V Grundherrl. Retraktrecht:

VI. 契和上の Retraktrecht.

^{*}
 諸邦に於て、自己の別荘に取付るは Kaufgut 又は Gewinnland
 等といふ土地に於ける地味急の必要がある時は所有権者が最近
 相續人に對し賣却申出を爲した時又は他人に賣却お
 した時、經て昔の Beispruchrecht は最近相續人の Vorkaufs-
 recht (先買權) となつた。亦ち、其の中、其の多の地味は
 Beispruchrecht + Vorkaufsrecht となつた。最近相續人
 以下の Rücktrittsrecht となつて了。即ち所有権は自由に賣却の賣
 却となつた。最近相續人は賣却のあつたから一年一日の后
 賣却の代價との費用とも拂つて取取ねるから取戻す権利となつた
 のであらう。

II) Marklösung.

此时其 autogenossenschaft 组织的租金是属于自己的土地组织的租金
而重新归他地租会员进行新的买卖权(一年一租局)

III) Nachbarlösung

此片拍摄地在对岸且有拍摄地 贾庆林题词 (一景一物后)

IV) Teillosung.

この条一の区域を形成する為の両国の土地所有者互の所有者地につき有相互買戻権あり。

V) Grundherrliche Retraktrecht.

Lehnsherr Lehnsmann うへは 普通の地主はる Bauergut
うへは 所有 Retraktrecht と あり

Ⅶ) 契約上の Retraktrecht, (*Retractus conventionales*)

中世不動産譲渡又は貨物譲渡に於て譲渡人又は引当者の有無を以て

beneficium

precaria data

precaria oblata

p. remuneratoria

Fronde
Rekognitions-
zins

II Orbeekke

中世に於ける発生と形
原型

12. 以和名也。

に *praestaria* (家行状) (*præstatio*) といふ文を添へて
が契約成立の才助にあつた。この *praestaria* のこと *beneficium*
と稱はるが全く地主の恩恵に相仿地と考へてゐる。最も普通の
praestaria は地主が借地人の懇望に基づいて同地の所有地を貸し与
へたのである。これを *praestaria data* と稱する。この時には地主
が寺院等の大地主の保人として ^(obligat) 同地の所有権を大地
主の寄進したる寄進契約の基に再び同土地を *praestaria* して受取
り得る場合があつた。これを *praestaria oblata* と稱する。(*oblata*
は英訳の *offered*) 又時には寄進した土地の所有権を併せて
praestaria して受取り得る場合がある。これを *praestaria remunera-*
toria と稱する。中 9 世紀以来東部諸地では *p. data* の別
次で *p. cond.* 又は *p. n.* の別行はれ且又近年は *p. n.* の簡
易な契約状を考へたと必要とされてゐる。 *Praestaria* の借地人は地主に
土地又は金銭の賦成り立所の *zins*, *Fronden* (夫役) を提供するに
は 奉つた。但し *zins* は極度の貧乏地帯に賦成り立たる土地の利用の理
済上の計に付られ地主の承認を得ては果を拂ひせしむるが普通と
なつた。 (*Rekognitionszins*)

II Erbleine. 永世

中世のローマの各地に農民が承継耕作地を占め、その原型は7世紀の
時代から存在した *precaria oblatas et remuneratoria*
である。意のこの種の *precaria* あるいは寄託地は *precaria* への
収束税と自分の子孫に留保が20年、常であった。10. 9h. 以来この
種の *precaria* は模倣に各地に出現する *collella* の若手は、

[illegible]

1
1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840,

[C] lehnsrechtliche L.

[D] Stadtrechtliche L.
gründerleite

Erbluke

Miete

Lasagut^{ラサグ} 是处的^{この} 24 村 Jins の代りに新製限の Frondlen (Frondlenst) 峰に於ける。當地人此地を Kutter の支配地の下村版と
知ある。是 Lasagut の中に、最も有新製限の世帯の村である。其
村を地に於て大島島は、一部、又此地を何時かの、旧村に於て不
なる Lasagut である。

c) Lehnrechtliche L.

此時後述の Lahn 河に對して農民は Lahn としかいふ他人は
Ritter 以下の學問的動機に服した Gins を提出するに
止つた。しかし此河は既に中國の 洛陽 河に Lahn 河の支流と見做
るが flandr. L. Bw. hof. L. と書く。

D) Stadtrechtl. L.

12. 然、以早稲作に特化しつゝ Leibe の著述は、その最初のものは
都下の地主の (Madther, Nachher) の都市を建設するお
ける商人・家屋の敷地にて望む freie Leibe 所謂
Gründerleibe である。借地人は土地所有者に地代を支拂ふこと
から始まる Erbliche であるが、新築地の場合にこの借地は必ず
借地人の所有地に漸次移転し地主は譲渡料 Zins は土地の土
地増進に土地受授 Reallasten に化すに至る。此の Gründ-
leibe は、著述上土地の Leibes 市民同士の間に於ける土地の Erb-
leibe と家屋との関係にあると云ふより更に往々にして家屋の
Miete 上の所有地の賃金たる著述上は家屋の Erbliche は1市
減した。この都市内に著述上 Miete を物ねらふべく、Sohnen
Miet bruch Kauf、sonstige がある。唯 Friesen, Sachsen

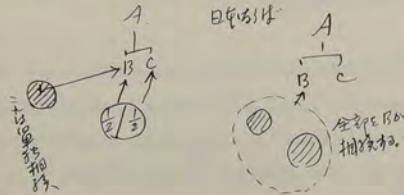
II 地主对土地围牧收益增加

地方は、Kauf bricht Mieteの原則が通行してゐた。
 四條の原則のうち二つは公法上の故違ひに於ては、gemeines
Rechtに採用せられてゐた。

中, Baugüter

中世以来 Bauer 以下に有する土地が均等に特異の国産として
 別々に所有された。Bauer 領土の大部分は地元の Colone
Colone 又は Zutbach によりて所有され、農民同
 等の自由地地帯ともあった。しかし中世の自由地の農民が著しく減
 少し、又写職や僧侶等の大地主又は Landerherrn の封建
 制権利の他の保護権 (Vogteirecht) による保護料 zins
zins の地保地人と同様の負担を受けた。即ち彼等の所有地は自由所
 有地たる zinspflichtiges Eigentum として所有され、地主
 は地元の zinsgut と見做され、又新領土の地保は判然とされた。
 このため Bauer 領土の固有の封建制権にあり、
 Ⅰ) Bauer 領土の所有は、領土の所有は地主が所有権を (Vogt
herrn) の承認を必要とした。而してこの土地は領土受人の所有の
 土地の耕作と所有の地主 (persona habilis と呼ばれ) を著
 し増徴に依りてその義務を拒むことは出来ず、又領土人は地主に
 穀料 Landemium を納め、常々支払。
 Ⅱ) Bauer 領土は地主に損害し、或は地主に討たれ、或は地主に
 討たれ地主は其力を以てその土地を回復した。 zins
zins 年貢は常徴は其時同法であった。又 zinspflichtig
の 地主は、領土の所有は、領土の地主に討たれ、或は地主に

* 日本の算科教養としての *Merkan* とは、かわるゝ通ずるべきものの一つの上地につりひかけである。



昨日隱居の相奇なり
隱居分

糖漿，應居論

食気候
穀気候
草気候
畜気候

これ四時を以て分る。思ふ。

III 分割禁止

相殘

IV.

Interimswirt

Altentein

S 4. Reallaston.

性質——土地の
負担を加
dingliche Schuld

Ⅲ) 多(の)Baugüterは geschlossenes Gut であるに禁止されてゐる。蓋し土地は分割の自由は^{原則}放棄されてゐる。地主が不利な形に^{土地}あると又 Baugüterの相換は軍地相換^{軍地}に準じて Anerkennung として^{軍地}である。相換人は persona habilis であるが^{軍地}に用ひ^{軍地}の場合に他人と^{軍地}に相換は^{軍地}である。

IV) Bauerngüterは常々 persona habilis におよぼれ、いか地主の到着
 により故相續人が初めの時は成年に達する (Majjahr) は之に代りて土地
 を耕作す *Interimsuirt* (中主) を置くに必要であつた事は前章に述べ
 たる寡婦の婚姻に夫でありし其の自己の計算に於てその土地を耕作の一應の
 材料を有した。 *Interimsuirtschafft* 因之理由にて農民同様に老衰者か
 其の Bauerngüter と其の *sunben* 懷りて自己の事に一生涯其の
 住居に特設の扶養料を受くる物の権利 即ちの農地地に因置る *Allen-
 teil* (老人分) (即ち土地が他人に賣却せられぬことにて得るもの) 受給の意思 及び
 此の *Interimsuirt* も亦未成年の成年に達する *sun* 土地に返還せしむるに
 因りたる *Alteuteil* と受給の必要であつた。

第四節

Reallasten

地质组 地土组

periodical

ドイッ中央に著述は、^{土地負担、地租負担}特許の土地又は家屋の収益を特許の権利者に^{periodical}定期的に^{periodically}給付せらるゝものなりである。土地の^{負担}負担は、^{負担}上、^{負担}固定に^{負担}物納付の^{負担}負担である。その性質は、^{負担}固定に^{負担}物納付の^{負担}負担は、^{負担}固定に^{負担}物納付の^{負担}負担である。ドイッ国有地の^{負担}負担は、^{負担}固定に^{負担}物納付の^{負担}負担である。ドイッ国有地の^{負担}負担は、^{負担}固定に^{負担}物納付の^{負担}負担である。

物质④

的负担即 dingliche Schuld 为，如第5条中—国的负担因定
住所的土地上所有人在该土地上同时为自己或为他人所有的土地的
交付等权。如在不动产内部分别交付和载籍义务。其中一义务者为
向土地上有收买时以作为的义务。其中一义务则为完全的土地
所有权人消灭时消灭的义务。其中一义务则为交付其他土地或为保
障的土地的所有权限制时行使不得止于义务的他的制度（类似）
此法律事项。此外如第6条关于第5条中规定。

瘰癧

[illegible]

1. 世に於ける種類③

(1) Grundzins, Fron-
den.

(I) Grundzins, Freuden

Baugüter の管理は Jins や Fondus — の Reallaste である。
 初めは土地を personal の管理となつたが、
 後には Reallaste となつた。
Jins は土地の收穫の一部或は Nährer, Wachs, Wein,
Bier 等の天作物の或る部分、Fondus は Hand-
dienst, Spanndienst (牛馬使用の義務) 又制限的の義務あり。
 (牛馬使用の義務)
 制限の義務もあつた。

(2) June

(II) Zente (Decima) 十一税 管轄内の
 小作料又は領主君臣の土地の收穫の $\frac{1}{10}$ ($\frac{1}{20}$ + $\frac{1}{10}$)
 の均等に徴収の権利あり (詳論を要す)。

(3) Rente

(IV) Rente

Rentenkauf

Renter 多次貸
屋の裏4戸

1800

解陽不能，
いかし

Renteの最も有名は Savings と称する。此等の Rente の買手が自己
の将来又は土地のより長久的の期間的の利益を設定せしむるの收納権
を新築する等附加の利益の Savings の後世の Rente の起りたるは
後世に於ける Rente は都市市に於て 1% である。若し Rentebank
の制度に起因するは、資金の融通に於て商業工業の空想ある者
が一時に獲得の資金を貸與す、之に對し自己の所有財産の上の前述の
Savings と同一性質の永久の Rente を貸與金融區に對し設定せし
むるの行為を Rentebank と稱す。此の Rente は 1% である。貸與
金融區或は投資者の利益に又一寸の利益は得ず。若し其の期間
屆つた年毎に各都市の銀行は自らより土地の Rente の元金に對し
はねかきとす。此の Rente の設定は不動産の全部部分の裏面即ち
不動産の全部の裏面に著し、此の Rente は不動産の形式に (inf
lassung) には、又親密の権利に對し Rentebrief と稱する。常
てある Rente は一種の Wertpapier (利便証券) である。此の Rente
は、

Rente 受取資金の総額は初日同日内取扱いに達する程度に慣習として定むるなり。通常は資金の $\frac{1}{10}$ である。Rente を常約の場合には納付は先づの不払戻しと納付とを兼用する。不足の場合には不払戻しの内金割当が行われ、他の円金と兼用する上である。この Rente は初日の Real Estate の収取に不足した分を政府の戦費に充てる。Rente は原則に承次の段階で不払の負担である。故に初日は戦費と戦勝の場合に場合の引けに内蔵されるものである。内蔵されるのは設定である。設定の際に解凍金を留保おいて行われ、更に後述のとおり

BGB. 12 Grund
schulde 70000

第一款 Lehn.

朱子復

Fundum of faiku = rich, gold 49203367

支那の封建制度の前者の封建主は天子に代り、
 やくし主知なる *Lehnsherr* のを封建主と視た。
 注意せよ。

rechtes Lehn 对等的
勤务と伴に

法律は解除権を我權と認めざることを示す。/////////
 このため、一方の任意で他方の解除に同意しないうちは、権利
 を行使するの解除権とは。加へて、新舊が異なる不動産の Rente
 と他の不動産上にて、又は世に於ける他の財産上に担保權を認むる許可に
 至らぬ。然れども Rente は終極的 Reallasten の形式を失ふ不利益
 にして担保たる 借賃金に接近せり。近頃ドイツの不動
 產擔當權は Reallasten の思想と異なり得る所以之故である。以上
 の趣意を有する Reallasten は 19. Jh. に次第に減少した。(或る程度
 迄は實に抵押金に取換へられ權利を永滿賣する)。唯最近世の
 法律は再び解除不能の Rente の以外の Rente は是を設置することを
 許さぬ。ドイツの民法は Rente と Reallasten とを本格的に
 Grundschuld と稱するに至つた。

第五節 特別不動產法

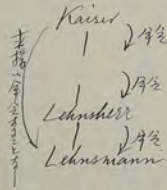
米-款 Lehn 封土(2)

米、總說

721の10代 beneficium は今の世に於て所有地 allod (allodium と) に於て Lehn, Grund 等と稱はが 12. 94. 中. 著し. 貴族と違ふに. 今世の Lehn は受封者 Lehnmann の身分の勤務に伴ひの rechtes Lehn と他の種族の勤務に伴はざる勤務に伴ふ Lehn (Mitt. Bauer-Lehn) の區別があるに. 今世の封建は中世の如く rechtes L. である. 普通 L. erblich である. L. nicht erblich である. L. nicht Ritterbürtigen

KaiserとLehnsmannとは直接の関係はない。

中世の初め物開 — (カール大帝) Lehnsmannは中世初期の必要なし。



西暦 900年頃

Benefizialwesen (恩給制度)

騎士と農民の間

Lehnsträger

Lehnの目的

★ = 授封行為

= 領の行おかし

(1) Hulde

(2) Investitur

*



騎士と農民の間には与られ、その方が受封者能力を保持した。時には Lehnsherr 封主の特別な恩恵として、L.を僧侶、商人、貴族に対して授けられた。その場合にも受封者は Lehnを代表する通達の Ritter である。Lehnsmann 騎士の勤務に服せしめられた。即ち Lehnsträger といふ。この rechte L. には、軍事的勤務は Reichskriegsdienst (常設軍事的勤務) 即ち Kaiser の命令に服する軍役、Ker 又皇帝の命令に服するものである。

Lehnの目的物は土地又は領土に根拠を有する (radizieren) 永久の所有権の所有である。その権利は裁判権 (Gerichtsherr), 地方官 (Amtsherr), 税関, 封土, 漁業権, 狩猟権等である。

★ = 授封行為 Belohnung.

Vassalität (家臣制) と Benefizialwesen

授封のとき封主との封の関係 (Lehnverhältniss) は 771 年時代の Commendatio の式が普通は Belohnung の行なわれ、受封者は、その行おかし、二つの行おかしとなる。

I) Hulde (Hulde tun) (homagium)

受封者が主君の前で主君に忠誠を誓う (Hulde tun), 即ち、主君に服従を誓う (Hulde schwören).

II) Investitur.

その封主が特定の文書に記す受封の symbol とする。Investitur-symbol と記す。その symbol には、4 葉, 中盾, Stab, Spieß, Schwert, Ring 等を用いた。侯爵の Fürsten に対しては Fahne* (旗) を授け、教皇に対しては Papst の Fürsten

封の儀に違ふ故に、
 封の儀に違ふ故に、
 封の儀に違ふ故に、

封の儀

人的関係 → 物
 的關係

人的関係

Schutz u. Dienst

封主の封の義務

(1)

(2)

(3)

封主の封の義務

mit Hirtentab. 後 mit Zepher (5) を用いた。封の儀に違ふ故に、
 封の儀に違ふ故に、
 封の儀に違ふ故に、

封の儀 Lehnverhältnisse

Lehnverhältnisse 封主の封の義務と封臣の封の義務との関係は、
 封主の封の義務と封臣の封の義務との関係は、
 封主の封の義務と封臣の封の義務との関係は、

(I) 人的関係

封主の封の義務と封臣の封の義務との関係は、
 封主の封の義務と封臣の封の義務との関係は、
 封主の封の義務と封臣の封の義務との関係は、

(1) Ehrendienst 尊厳と名誉の義務、即 Vasallen 封主の尊厳と名誉の義務。

(2) Lehndienst 即 Vasallen 封主の尊厳と名誉の義務、即 Heerfahrt (出征) の義務と封主の尊厳と名誉の義務。

(3) Gerichtspflicht 封主の封の義務と封臣の封の義務との関係は、
 封主の封の義務と封臣の封の義務との関係は、
 封主の封の義務と封臣の封の義務との関係は、

II. 物的關係

gewere 445 至 梅
afterlehm の 梅
子 懷 後 118

Herrnfall u. Mann-
fall.

11. Jh. 23⁴⁵ 1/2

好的關係，可減

fillo (ahd)
32 In -

知识参与又知识利快以知识的参与与相称。

II) 物的関係

金封及び封物の gemere と收受をともなふ。又同の受けた封主は同
 等の vasall たる afterlehn (再封) なるものをもたふ。これ
lehn とともに譲渡する封主の^{同意}は要す。封の譲渡は特別の
 式を要す。即ち一度は譲渡人が封主の^{同意}を^得て封主の^{同意}を^得て
 受ける封主たる再封主と^{なり}。これ以後は封の許可を^得て
 封主の譲渡が出来ることとなる。

以上述べた封建関係は、封土又は受封地の由一から早世に於て
世襲制となつた。封主が世に於ける関係の南域の場合を Herrnfall,
受封地の世に於ける場合を Mannfall と呼ぶ。しかし新家に於ける Mann-
fall の場合に於て主人は受封地の子孫に封授され Herrnfall の
時に、田主の子は田主封主と封主関係を継承する要無かつた。11世紀
に至り至る Lehn は此の如く世襲的であつた。此の如く相侵は
つて封主及び受封地の変更の先には封主 Lehnbelehnung と原則
上は封主が同意する必要あり。封主は受封地の解任を為すに或
く封主が封主受封地を至るには封主 Inauktionsymbol を主人に返
還し或は封主拒絶の意思を表わして終果の主権関係が封主側では
なつた。受封地は Felonie と云ふ時即ち逆違罪を犯した時の封主
親領に直轄地は封主は封主は得ようとする封主と取戻すこととした。
封主が受封地の封主の忠誠及び保護義務に違反した時は又
Felonie にあつてその結果封主は受封地を封主の Lehnsherr-
lichkeit 封主を失ふ。更に封主は凡そこの封主は封主の上級封主

2) 19th

Langobardische
Lehnrecht

Sachsen ¹⁸⁰¹ = 大坂 ¹⁸⁰¹

新選士の撤廃

Friedrich Wil
helm I

民族, 宗教

才=款 Stammgüter
18.9% 以来 13.9% 以後 10.4%
高級貴族
Autonomie

の封の支配の下に入ると。受封は相続人たる封臣の封臣に属す。

乙) 所世

近世の前期(15. 世紀)には Lehnrecht 封建的領地的領地の大封建
 的関係が次第に衰へていきました。而してこの封建主義といふ
 には行われておる所の Langobardisches Lehnrecht といふもの
 入るれ目種の変化は受けて、ドイツの封建制度の gemeines Recht
 とおなほなりました。しかし Sachsen 地だけはまだドイツ固有の封建制度
 の封建的であるからには封建制度と大に違ふところはない。

近世においてドイツに於ては、領地内の封建性を排除せんとす
国法が特に Prinzip として Friedrich Wilhelm I. ⁽²⁾ が 1717 の代
 半以来に貴族のお、Lehn (Schleichen), Bauernlehn の全部の
 廃止を行つた。その後 1732 年革命以後一時 1732 の勢力が抑へら
 れた土地におもひはフランス革命の勃発を経て後に Lehn が著しく
 他のドイツ諸侯国に於ては 1848 年革命まで Lehnsherr のおつた
Eigenenthum と聯れて Lehn と Familienfideikommiss
 に類似した特別財産として存在した。併しドイツ帝国成立の後は
 或地におき限り Lehnrecht の存続を認む。

第二款 Stammgüter.

18世紀後半以来、高貴貴族の間に植民地を相信の他の原因が、家内の分初で行った前回の移民に存在したことが知られた。そして19世紀後半には高貴貴族の各Familijsの4名に1名のAutonomie(自主権)に基づいて家族法は1つ慣習法に基づいて祖先入信する土地がZehnの半分と土地をStammgut

家族世襲財產

一、此乃行時狀

17. Jhr.
Majorat
fideli commi
sum

先所行お又り
横文

中心亭

これにより分割した分禁止は、単独相続権に於いて子孫の信託と同状
にあるものの如く、定められた Stammgüter の相続権を有する者の ab-
nathen (男系の子孫) の同様にこれを非はれ得る主として男子であることが
あり、この相続権が変更される許さぬこと、若し改めねばならぬ分
には時期到来の相続権を有する者の地位は才二取り立てられその父
祖以上迄の Stammgüter の所有者に属するものなり。是より第一節
小高根家系の家の Körperschaft (Genossenschaft) と解してこの家の Stam-
mgüter の主体となし第二節の所有財産と並ぶべきものである。此種の相
続権は、年々限られてきた判例的所有者に属するものであ

第三款, Familienfideikomiss

小根根族は Autonomie 有之故 Stammgüter と設置し得。何れが家の splendor familiaris と維持に行けば要は高級貴族に於て行へた。生前行方と違ふを以て相続人に其家産の分割を禁止せしむる所にある。何れが族より其確證の制度を有するに至るか。此れは族にあるに依りて律家は一般に之を認め、然るに Majorat (マヨラト) の制度を模倣し他方においては fideicommissum (フィデicommissum) の制度を論議し、これに特有な Familienfideikommiss の制度を創設した。1854年に作られた Philipp Knipschild の著書は Familienfideikommiss の設置にあつた力がある。この Familienfideikommiss の設置者の生前行方又は遺言により設置せしむる。その設置行為の中には既に其族に特有の不動産又は普通物、是等一團の金銀に分別に基いて、其の親族が單點相続に於て之を相続せしむることを、その族に於て其の

足、動座、肩又

の役進行のうちに必死に死に相違人の地位にあつたが、取柄ねと行使に之を執る者が、取戻 となつた。19世紀の立憲的或は君主の所有ねは (Intergovernmentum) 或は Obereigentum 或は Familien 属おとせ、或は君主と御家(家)所有者の共同所有に属おとせ、同様に君主の所有ねは相違人の類行の相違人に、制限地、制限の所有ねといふべきであらう。1911年革命以来、1911年政治上、各地上昇するおとせに廃止にすべきであつた。1911年の後年、土地の平民に取戻をせよと争ひおとせられた。

第三章 動產物權

才一節 動産の *genre*

1) 国有なるもの不動産の *gewerbliche Sachen* といふ不動産
の如く、以て不動産の如くは不動産の *Kaufung* といふ *gewerbliche*
或は所有物としての保持又は保存 (*Erhaltung der Gewerbsamen*)
といふ目的に於ては、此の如く不動産の *q.* は不動産の *q.* と同様のもの
に於て不動産の *q.* は物の所有の取得又は *Erwerb* 取得又は保持を
受ける支面と失ふこととに對する、*idelle q.* の如くは、
他の不動産の土地所有の *q.* 或は所有物に對し、保たれりて現行のものは不
動産の *q.* 固有の *Kaufung*、要件の如くは他不動産の土地所有と直接と有
と同様と有る、並合と認められ、不動産の土地所有と統一とある。
中世に於ては不動産の *q.* と有るものは自然の不動産の土地所有と動産の
q. と有るものと異なる。 *fig.* 不動産の *q.* は自然の土地所有に於て
異なる。

第二節 勤業の促進

(如何的耕作) 之原理

特徵②

甲) 73LS时代

第一、黨恩の基に、己の生命を捧げる

受取此年以海江年

Hand muß Hand
wahren.

才 = 童字反に q , 土矢の時

公安の維持のため
訴えた

I. Spurfolge

[illegible]

(甲) フラレウ時代

第一 自己の意思に基いて Genere と他人の善悪を協定

高麗の所有を多法貸出、貸入の契紙、其の月日正思に以て
 四角に相手亦交付は給ふに相手方おたに御物の返還に拒絶
 はし時所有は御相手方に御物の返還を止め付て其に相
 手方の御物の七角と取らる程なり、又半に在舊取ぬはし時所有は
 御物と舊取得なり、御收め、毎々此に相手方より控定宣使は
 されし所有若し以て給ふ所有おと宣使はし、必要の月日有はし
 ぬ

1415.13

以上述べた原則が後述の有名な Hand muffs Hand wahren の原則である。その原義は他人が物の Gewere を取得したものが交付者に對してその返還を担保せねばならぬといふことである。

米、自己の意思に反に行動度の quereと喪失の場合

昔は所有権の効力と富取の効力は合致して合意手続が要の行われ
 共済組合に所有権移転は要し所有権の g 、失効し移転の効力が他人
 の手に移ると同時に1回効力喪失と争ひの端。而に73.3時代、この
 組合移転の効力喪失は、元来、二種類あった。

(I) Spurfolge 尾跡

州強盗・過失致死・裁判手続の「変形」が、この4つの百発の古銭に

※ 么 主 我 在

犯人が喰うものも
世の中.

渣子与薯干同时

這事担保我姓在
松名世時

II Anfang 捕捉

[illegible]

(II) Anfang 捕撿

Anfangenの字は、Spurfolgeの連続である被業の一般名に於て、監製
 品を望むに於て、有用の順序の、ipsの結合、又は被業の造るに補佐 (and
 fangsan) して、山田 田屋の監製品と云ふこと、監製 品と云ふこと、監製
 品と云ふこと。若し現在の所有者の自らの手で、監製 品を造るに補佐するに
 必要の結合は、被業品に直して、監製 品と云ふこと。若し、監製 品に補佐する

QpCARD 10

reinigen. 1883

$A - B - C - D - E$

相模の砂鉄は既に知られてゐるが、その中に、
相模の砂鉄、極端不安定な。

Dritthandver-
fahren

2) 中世

以上の原則は変化を憂

I Hand muß Hand
wahren u. st.

II

Ⅳ 途程に對する建設の制限

擔保義務者たる被告 (Verpflichteter) は指定の期限内にその財産を以て
 執行によつてこれを充て償ふべき財理上有るの目的を自己に爲す爲めと
 して、この執行前、*Spezialpfand* の爲めに指定したるものなり。初期のうちに
 担保係名がなされ、未償に於ける争ひの理上有るの年が経過担保義務者の
 年々推移を (Schuld) するものなり。現に被告は原告と由直に争ひを
 するもの *Verpflichtungsverfahren* である。若し、被告担保義務者の
 期限内に未償を又ハ *Schuld* を受取ぬ時、理上有るの被告の敗訴者、或
 地係争ひの原告に當つて、且被告が自ら *Reinigungseid* (雪冤の宣誓)
 をして、是を以ての物に用ひたのである。この宣誓は、被告に於ける被告
 の罰金に準じて行はれる。被告担保義務者が *Schuld* を受取ぬ (或ハ
 敗訴せしむ) 時に、若し及訴の目的は原告の敗訴の時に行はれる *Ver-
 fangen* に行はれる。罰金に於ける被告に於ける罰金に支持せらるべきものなり。

(2) 1 半世

[illegible]

(II) 單純的動產遺失。新動產要件。中世中世紀 *Sparfjeld* 制度時因以 *laesung* 的係是舊的動產而為少許的開式例要。加之中世中世紀 *laesung* 之相反に單純差別或給物品で埋む有る年が1124より學校の開始の時期からなるといふ。

(四) 邊境沿及の輸出品の制限。中世の北米は邊境沿及は

Hansestädte

Eggen ist die Arbeit
betrieben, die, die
Saat, die, die

果实

- ① 所有權の因継承
- ② 生産者に属した

Produktionsprinzip

第三編 債務法及責任法

Haftung 是責任或擔保，と訳し。haften 是「
「負責」と訳し。責任を有する。責任を負うと訳し
る。

1. Kap. Schuld u. Haftung
の概念

此種公園の市場に於て取得法は前記の所有權の代價を以て償ふ非ずして
之を返還を請求するに許さるものとす。又 *Flurstücksteuern* といふ海外
に新輸入の物に於ては條約に於て外國に於て輸入したるものに於ては *Jahr
und Tag* の割合に於て過るに於て返還を許すものに在り。
以上中世迄大抵の形に維持せられたる國庫の動搖は直ちに其の
諸受給の軍各地方の地方官に於て存続せしむる一般の利益に於て有
減法

第三節 果实

[illegible]

第三編 債務法及責任法

第一章 Schuld und Haftung 概論

[illegible]

債務

rechtliches Bestim.
mitsein

Leistensollen
Bekommensollen

Sollten müssen es th. 3.

代查责任

① 此に就て *skulan* (= *sollen, shall*) の状態 (解) の意は
 元法律上は必ずしも債権者の権利を以て *sollen* の状態を指すものに
 あり評言は、債務を以て債権者に対し *Leistung* する法律上の *recht-*
liches Bestimmtheitssein とし債権者の反対に債務者たる *Bekom-*
mensollen とす *rechtliches Bestimmtheitssein* と解 (四右内) の関係に
 あり。これは今でも同じ *skuld* は債務の力が債権の意、*Schuld-*
ner が債務者の力が債権者と見做る意、*Schuld* といふ語は元來、*schuldig*
 といふ語に對する、*Lex Burgundionum, Lex Saliica* 及び教會法
 上 *debitor* の對を *creditor* の意として使用しつゝある。これは今日の
debitor と相當するに過ぎない *Schuldner* は債権者の對するといふよりも
 兼ねたものである。中世のドイツ語では債権の事を *Schuldtum*、
 債務者の事を *Schuldiger, Schuldmann, Schuldner* と稱し、*der* といふ語は
 今 *von Sachsen* の法律に於て甚だ多い。

事務の内容は sofern ein rechtliches Bestimmtheitsprinzip として外部に之が
履行をなす由のときは、履行のやむを得ずは事務の自由裁量に依り、若し事務
が同様に之を履行をなす時は、之に依りて之を早急に履行し、事務の内容は、
裁量に依りて之を履行をなす由のときは、履行のやむを得ずは事務の自由裁量に依り、若し事務

代当責任の如き verstricken, binden, haften, obligieren 等より元来
 羈束の如き相違なく、法律上の債務不限の担保人又或は代当者 (ver-
 stehen, einstehen) へて 羈束 sich verpflichten 等意味相違。Bsp. Haftung
 則債務の代当の担保の如きといふ也。此は自己の債務に就く Haftung
 と異なる債務を以てする時代の法、偏ち fidejussor (保証人) といふ中
 には Selber Bürge 乃至その中世迄の自己保証の義務を Libetor

③

とあり。24が今日の定説である。

(3)

H. 10 Zeyher'saurus. 4
49253.

Schuld ist sollen 人のやるべきことに対して Haftung ist Ge-
bundenheit (束縛, 羈束) する事物に依るべきことである。故に Haft-
ung は ① Sachhaftung (物の責任) ② Persönliche Haftung (Personen-
haftung) の二種に分れる。前者は物に債務の代りて責任が与えられてある
場合に於て債務はその典型である。P. H. の方は人の肉体的存在に依るもの
の存在して人格全部がその債務の代りて責任を負う。後者は P. H. の人
の身体の責任、財産に及ぼす責任。即ち P. H. は之を分けて Leibliche H.
と Vermögenshaftung とする。P. H. の典型は保証人である。例として
是れは別件と無関係に担保とせしめたりするが又担保にその内に入れる。Haftung
は債権者のために H. するもの又は物に付ての掌 (Zugriff) とする権利
制とせらる。後述の債権の掌に依りて用いられる Forderung (Forderungsrecht)

S. & N. の別は混同
は。

2. Kap. Persönliche H. の範囲及实现方法

米. ケルン時代, 731時代
最古法に於ては刑事訴訟
手続

米. ケルン時代, 731時代
最古法に於ては
I Vermögensh. ③
II leibl. H.
I. V. H.
II. L. H. ③
米. 中世
米. 近世

は元来債権者の H. の实现を目的とするのではなく、又後世義務の意味に
用ゐる Pflicht に中世に保身のための担保の意味に使用され、即ち Haftung
と譯されてゐる。この點は既に S. & N. の區別は既に rim. R. の obli-
gation の性質を以てして (即ち不払いの爲に) 混同せられてゐる。其
は既に rim. R. の obligation の S. & N. とは異なれば、即ち
Leisten müssen と云ふものであつて、S. & N. とは區別が要あり
といへる。最も rim. R. に於ては僅かな場合に actio と生ずる obligatio
naturalis を認めてゐた。近世迄の obl. n. は Schuld ohne H.
と云ふものに氣が付き、學者は不完全な義務といふ譯に出るまでになつ
てゐたのである。然し固有性の S. u. N. の點では不払いの爲に近世
以降は今迄の法律にもその痕跡を認めてゐる。これに對しては、即ち
一義に於てのみである。

第二章 Persönliche Haftung の範囲及实现方法

P. H. の内容並に实现方法は時代により異なる。

米. Germanische u. fränkische Zeit.

最古法に於ては Schuld の性質は Schuld der Delikt + 又は Buss-
schuld (罰金債務) Versprechen + 又は Versprechungs-schuld
と云ふ二種の同一の刑罰訴訟手続以後の外に認められた。至る最古法
に於て Versprechungs-schuld については、罰金の性質は、U. S. の不払い
は之を一種の Raub (盗犯) 即ち Delikt、— 特には、不払いの爲に
Buss + 即ち之以後に Versprechungs-schuld u. Buss-schuld と

最古の判例の歴史

I Vermögenst.

附載に債務がある以上は定額に拘束されず *Busschuld* 不履行に依り
訴へ出たのである。如く最古の法では既に人民の責任の範囲は未だ若
くは債務不履行に依りて罰するの責任に過ぎない。即ち債務者
が訴へられ或は裁判官の命令に依りて執行された場合には裁判官は自ら討
し *Friedlosigkeit* (早稲刑罰) とは重刑を科すに依りて罰であつた。
し *Friedlosigkeit* といふものは人民の自由の範囲に依りての所
有財産は没収されその一部は債権者に交付せられた。然るに *Fried-*
losigkeit は刑罰に依りて人民に課せられた *liebliche* 及 *Vermögens*
に依りて罰せられたのである。

この最古の判例は後述に於いて未だ。如く其は債務が或る要式
の *in* *radiation* の如きによつて生じたものである。然るに債権者は
別に裁判官に訴へて債務不履行を *Friedlosigkeit* の刑に科すに
せられた。要するに自らの以て債務者の所有財産を没収するに依りて
債権者の権利を有するに過ぎないのである。更に後述に於いて債権者の
以て債務者の財産又は所有財産に依りて債権者の権利を有するに依
つた。如く *Friedlosigkeit* の中に含まれてゐた *liebliche* 及 *Vermögens*
は *Friedlosigkeit* の中に含まれてゐた *Schulden* に対する
獨立した人の責任として *Friedlosigkeit* の外 *Privatpfändung*
(私的没収) *gerichtliche Pfändung* (裁判官の没収) *gerichtliche*
Preisgabe des Schuldners (債権者の没収) といふものがある。然るに
裁判官の命令に依りて執行されたのである。以下に於いては詳述せられてゐる。

(I) Vermögenst.

その時代の民族は其理は未だ *liebliche* の責任に依りて債務不履行に依りて

不動產の義押
(Fronung)

Privatpfändung
01723481840018
1/2

(1)

(2)

II. Leibliche Haftung

(1) Schuldendienstbarkeit

(2) Schuldhaft.

以上がその所有物としての地位である。代当の受取を主張して行ない、期日満迄の
 收付がなされずに経過した場合には、gr. 11 条内に入念の付た。不動産の取
 扱は他では専ら Fronung と稱する。その対象は missio in bannum
 及び變化はしてある。その不動産の取扱いを以て平然と決定する (Freide-
bann) に所有物の処分を禁じ、特定期日の前に行なわれる解雇にまつた
 時には裁判所が之を決定して代償として償還せし。その出来時には全部を
 債権者に所有せられた。しかし、中心では gerichtl. Pfändung の普通
 強制執行及びそれと異なる私的取押 (Eigenmächtige Pfändung, Privat-
pfändung) として別外として行なわれていた。但し、この場合は後述の如き制限
 がある。

1) 土地の所有を既の土地に侵入して侵害する者他人の侵害と差押へ
 糾起し救済を請ふをいふ。之を留保をいふ (Vorkaufpfändung)
 2) 地主が他人の zins 等物に於て土地の地主が他人の初産を差
 押へること。被^{親類}の主人が差押へる他人の持物に差押へること。
 II Leibliche H

II Leibliche H

中江的紅土、H.H.基、溪新地且地亦和又傳稱之。9號的也9號的形
亦亦來跑地比此大。

1) Schuldendienstbarkeit

17世紀時代の使奴は中世サキの地を、非常に遠くから、Schuldendienstbarkeit といふ債に依る。の地を時代を以て別れ、身は賣身とせられ、自身は又半主が這方、以て僕奴の下、Gesinde (下僕、下男) といふ。此の服せしむ。

2) Schuldhaft:

haft 拘禁

QpCARD 10

122 Ritter 2012 1/15/12

侯相 A — B 侯相 Ritter
 |
 C 侯相 Ritter
 D

736224

Contrainte par corps
212-1244222

(3) Einlager

代当者が債務者の費用を以て区別

第三近世

Schulde Haft-
ung 对 到 不 能
too

軍財產封鎖
止

主として南独逸の町村には制度として債権者の代償金に或は附屬の地位に拘禁に債権者の履行を強制する手段があった。但し或時期に至る迄には債権者の利害地帯の時に附して放棄が制度であった。初め債権者は私宅若しくは他の適宜な場合に拘留し得たが都市の公衆の Schultetturm、^{債権}Schuldbaukerkerkerに拘禁されたか一般となり、遂には私 Schudhafton 場になった。

3) Einlage

この時代の *gesellschaft* の時代は、新舊の交替である。旧體が不行の時代と、新體の時代とに分れる。債権者が指定した地方には、*ortliche* 自身時代は、債権者が指定した地方に留まる。この制度は、債権者が指定した地方に留まる。この *Emphyteusis* は、土地の所有と、土地の所有が、債権者の指定した地方に留まる。この *Emphyteusis* は、土地の所有と、土地の所有が、債権者の指定した地方に留まる。

以上の本論は、この Personent. auf die Welt があるが、その意味で、
増殖し、より強くなり、より速く、より多く、よりよく、より早く、より安く、より

第三 近世

前記の如く近世州の一々の債務は公債と私的債權との基となる。而して
Schuld & Befreiung の區別は明瞭となつてゐる。H. の如くこれは法
に際してあるが Schuldhaft は廿年以前債務の明らかな別を要し、
Wechselhaft には最も古い者にして之より(1868)帝皇立憲におおむね
際しては Cautio とは 16 Jh. に際してある)。然るに近世に於ける
債務強制執行方法は單に財産のみならず人にも及ぶ。即ち近世の法律に
おいて persönliche H. 又は Personalexekution と呼ぶものは

3. Kap. Schuld-
u. Haftungsvertrag
の形式

Schm. 天利平學校校長
Guterkuhn ist Schmutz Schuldvertrager 要訓如左
Haben wir aber nicht die Pflicht, die Schuld zu tilgen
und die Art der Schuld zu ändern.

1. Teilnahme 参加
2. Verpflichtung 义务

1875 } ① Fides facta
② Ex
③ Gelöbnis an den
Gerichtesstat,
④ Maximalis
⑤ Schuldurkunde

米. 要式契約.

hörbar u. sicht-
bar.

財產費(包括財產的折舊)強制執行と同時におこなふ外ない。

第三章 Schuld- u. Haftungsverträge 01301

債務人の財産責任を認むるの原則は契約上の不執行力である。事實上はドイツ固有の法的契約の形式に拘束せらる。Gierke一派の説を採れば、此時 *Schuldvertrag* と *Haftungser* とが別々の行為である。Schuldenの方は契約のみに拘束され、Haftungは種々の形式が必要であるとされている。即ち *Schuld* と *Haftung* とを合する行為は、債権者の利益を、今にして定言契約の契約ありと認むるべきものと見做す。従つてドイツ固有の契約は *Realvertrag* と *債権者の利益* 今更には契約の成立要件に契約に於いては、この形式の要件は、形式的要件。つまり、この形式の文に儀式と要する *Formalvertrag* であるが、法的効力の取り取りといふに成る要件は *Real* の形式から一層居るものである。而してこの形式に於て、債務者 及び 債権者 契約は *Schuld* の対する財産責任を有するから、普通の契約 として *Schuld* の対する果して、他の 契約と見做すは、あり得る。これを *併せて* *Haftung* とする。

第一、要試驗的

當已進入數位化時代, 法律條文之執行方式已不同於他人, *hinterher* 已
nicht 如前形式以之方式已不再有效, 故須之契約中, 應訂明
知悉最遲進行時代之要求, 以下之訂立時代以系統化之要求契約之要求

信を与ふ
fidem facere 与へるに及ぶ
dare

A hand-drawn diagram of a simple machine, possibly a pulley or lever, with a weight hanging from it.

promittere 允諾 允諾

日本. 4ギリ.
市販薬 2ギリ. ありとわ

(I) Fides facta 1788

物産の文芸と
Handsale

中世に於ては

Treugelohnis

(II) *led* 宣整

類聚(8)章に記述あり。

(I) *Fides facta*. 信弱

ancient people (前記) 傳授 契約に此處に於けるは、實例を以て。
却て古く特許文に Handsale (Handschlag (手)) にては、同時に
契約の fidem facere と稱し、即ち Handsale は古語に在る手と賣と
に對する打合ひの事にてあり信に基いて將來に固めたることを示すこと
symbolical を行ふにあたり。海外債務には契約の名称に於て約定
の文章(或は其の條句にあるもの)によつて債務の履行に担保となるもの
を認む。従来 fides facta の名稱 fides とするが、今入用。而し
この輸入は即ち人格の輸入を示すものと考へべきで fides facta
は Personensicherung と譯さば可いと思ふ。解釋されぬ所、或最
近の研究家等には fides facta は宗教的迷信に基いて契約に債務
を負担せしむる場合に於ての儀式に宗教的制裁に刑法上の
処罰を定むることからあるといふ所の妻(と子供)わけしめといふのである。
中世時代の fides facta は中世に於て in (bei, mit) Tren-
geloben (loben) 又は單 geloben, Loben としていはれねばなら
ない。所謂 Trengelobnis (誓約) と稱する契約の事又通常時這の
文言及 Handschlag において同時にあらはれる。しかし我々地方は
Handschlags の代りに都て大抵に右手を肩より食指或は中指と
中指と立てた右の手の小指を用ひた所である。此中の Trengelobnis の意味
や其の形式宗教的慣習的妻(と子供)わけしめ、契約の形式はあ
つたといふ。

(II^c) Eid. 宣坊

[illegible]

Refugees

gab mit Auflegen

讀「地」和「地」別能意味。或「地」又讀能意味如此有在。

V) Schul-Schuldurkunde (借据证书) の授受 (交付)

つまり時代以来債務証券の担保証券を授けられたり債務
証券を1482年以前に世に出たものがある。これは証券を $wadia =$
着払いの証拠 意味 $wadia$ の変態、解 + 担保

第二. 要物契約 Realvertrag.

13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846. 847. 848

增訂

- ① Draufgabe
② Gottesfrennig od.
Weinkauf.
③ Renseld

古德山H. 紅雲柏

Archa (49114235)

一部(形式的)总结

最初は、受取の件で

稍後世 又亦が復訪
と代書責任。

中世末代書畫作
生計味と有る大

種類

(1) Aufgabe

代官整時を方記にかいし書にあらはと主展村のいあり。

[illegible]

1) Aufgabe

Archaeopteryxの内構即ち内容 (Angeld) の増減を前記
の $\frac{1}{2}$ 以内の差を有する代価を支拂ひ得る限り計算するを以て外金即ち

(3) Kengeld.

第三 無形式契約

reine Haftungsgeschäfte

- ① Gesellschaftsvertrag
- ② Bürgschaftsvertrag
- ③ Verpfändung der einzelnen
Persönlichkeitsgüter
- ④ Pfändungsklausel

4. Kap. Keine Haftungs-
geschäfte
* Geiselnvertrag

Drangfabele性質のものを著者は「西遊記」に採
 取して、その時々の流行の文藝に反映する支那の文壇の
 状況を示す。

e) Gottespfennig u. Weinkauf

前年のBraufgabeは、契約生主の正條にて同められた。
後のBraufgabeでは、家畜に附する者には或る人として
酒を賣つて食ふのである。

3) Rengeld 後悔金

[illegible]

第三 笔形式契纸

[illegible]

第四章 Reine Haftungsgeschäfte

第一. 租界vertrag.

此處之通達生靈也

（年迄の通帳

ドイツ国家の保
証人の特色 (1)

(2)

(3)

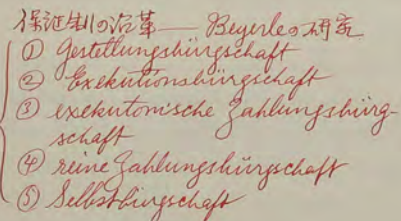
Bayerle の研究

牙之對付以來
純然之時代事實
殆とあると云ふ。

[illegible]

三、保証契約 Bürgschaftsvertrag.

此處の「自己責任」は、自己責任の保証制度が初めに人の代責責任（即ち自己保証人は自己の債務に自己代責の責任を負ふ）である（Selbst-lürge, Eigenschaftlürge） 又は自己保証を原型として擴張したものと名づける Smithlürge、Fremdlürge は他人の債務に対するものではないからである。故にこの保証制度には確かに代責責任はあり得るが、自己責任の固有の保証人は他のものである、自己責任の保証人は他人の債務に同一責任を負担する債務者である、自己責任の債権者は自己の債務を負担する他人の債務に対して代責責任を負担する者である、自己責任人は自己の債務に自己の債権者に對しての代責責任を負担する、自己債務履行の妨害は債権者の債務保証人の制度に對する時に強制執行となるものとして債務者に對しては法律上の責任を有すると主張する Beyers が所説と云ふことはこの保証制度の原理に對しての誤りに至つての變化を示したもので、保證制度は法律上の代責制度に變化して自己責任に變化したと主張する、この點は、本書を通じて論議する、有力な手記として今日法律の根本を考へたものといふことは對不可能な甚しい保証制度の沿革を述べ



債権者には債務
の引当と引渡す契
務を有した。

月口出動と許す
 代僕に債務
 其の効力証表お甲
 才自利に与らた

著者 史記

個人に認められ債務不履行者は原則として債権者の請求目的に任意に人とならざる債権者の下で自らを拘束し非訟手続は債権者の own 身体を差押さえるから、訴訟において如き場合には両人の間に立入 (Einschreiten) (prestare = constare) による裁判の宣告を求めた右区間 移転、身体を差押さるる期日以内の裁判の決定の時、移転を身体と認める (gestatten) こと、Fides facta (信託) を以て特約者たる fides 最も信託の Bürger だった。移転者たる Bürger は債権者に引いては債権者、一時債務者、信託者たる Treuhänder たる債務者、引いては債権者の意と取り扱われることに移転者は、信託債務者の人として債務を必要とする物を持ち、移転時には期日と定まるときは債務者の身体と引渡す義務を負う。此は Bürger は一時的債務者として持ち出されたる fides 債権者の移転者たる fides 最も fides facta の不任意を以ては主たる fides 引渡しの目的なきにせしめられ、他の人の債務に引渡すもの ^{人の行為} は別国のことである。

54-7

前記の Gestellung といふは債務は1人のために留置せしめ
 制約せしめたる債務と他の債務者との色求むるに不便かつた
 ことは、自分の好む以上債務を行動の自由と侵し許さぬと
 思ふ。他方此 務を非この債務者として 務の同種行動
 許は代償に保 人は 務の財源の押とす相手を免ぬ
 前記に於て保証の如く、これに保 人は保たねたに
 務を Gestellung する債務と留置の如く 務とて 金押にて

自己の財産を担保する

Treuhandの意
に Erfüllungsg-
organとなる

Garantievertrag
ist reine Hg. ist
nicht.

法律上の

Wenn man Bürgen setzt um Schuld
so werden die Bürgen Pfand für die
Schuld.

(IV) reine Zahlungs-
bürgschaft

(a) 731時代 - 債
権者の請求の権
限はなかった。

(b) 14世紀 - 共同
責任となった。

(c) 更にその後 - 保証
人の責任となった。

(d) 19世紀後半に
一時的に。

1800-1850年頃
80-100%の保証人

Personen mit Haftung,
Mitkaufmannen.

Pflege, Bürgen,
borg. & Geborgenheit.
in Geborgenheit bringen
organ Schützer

保証人は債権者のために自己の財産を担保する。これは
Treuhandの意に保人として Erfüllungsg-
organとなる。自己の財産を自己の債権のために担保する責任を負
担すること。これによって保証人は他の債権者の代わり担保
する。garantievertrag ist reine Haftungsgeschäft ist
保証人自己の財産の Schuld 担保他人 Schuld 代わり
責任を負担すること。ドイツ中の法律家 "Wenn man bor-
gen setzt um Schuld, so werden die borgen
Pfand für die Schuld." と云っているのは第三期の保証制度の
特徴を示している。

(IV) Reine Zahlungsbürgschaft.

731時代から14世紀まで保証人は債権者の財産を担保する義務を負った。これは
保証人の制限された責任の時代であった。特に
執行権 exekutorische Zahlungsbürgschaft 使用 - 保証人により保
証人は債権者の債務を履行せねばならない代わり責任を負担すること。
これは Zahlungsbürgschaft 使用のため。但し中世の頃からすでに債務
が保証人にある Haftung 使用のため保証人と債権者の自己
の財産に対する責任を負担すること。保証人の Haftung 使用者の自己
の財産に併せて責任を負担すること。更にその後19世紀には保
証人の責任は債権者の責任、特に第二次的補足的責任と代わった。
これはドイツ国内の保証制度の発展の利権を保持するため
に保証制度に接近した。最後に19世紀の保証と責任 - 責任 - 責任
化の結果、立ちはだかった。

新法接上

$\frac{1}{2}$ = Verpfändung der
einzelnen Persönlichkeits-
güter

(I) 生命の質入

此等連の連立保証人の債務に代りが分散保証契にあり。他人の債務に保証を契するは自己保証契なる道此に在りてありと考へらる。斯の Bayerleuhen は最古の保証制度を示す gestellungshing-nenschaft であり代電行おけり。又自己保証の契を自己保証の契に所謂自己保証の後世を在る保証を換へる道は oktina あり。而して乃の時代より、oktina の後、斯の年後と神々の保証人を主としてありてある場合に、通常の保証引受人と異なり、其の自己保証に以て之、代りて許したるであり。而してこの契は若し先づ相手方に就てありて Wardie を受けし後更に之を相手方が有るやと受領し所の一符の形式あり。この場合に、保証人の受領とありてある。かゝる如き訴るに、自己保証が必らず適用の範囲に属大に裁判所以外の行ない適用し、自己の債務に就て代電責任を引受ぬと必らずに一般にありてあり。こゝが Bayerle の説あり。

第三、^{個人の財産} Verpfändung der einzelnen Persönlichkeitsgüter
 連帯的 Haftung は中心として ^{責任の所在} 前後の連帯 Schuldhaft, Schuld-
 dienstbarkeit, Einlagen 等の財産責任と ^{責任の所在} なるに至るが、いかに一方の責任
 は他の責任の存在を以て責任を免るべきものであるが、^{責任の所在} 限定的な責任は、^{責任の所在} 之
 の別体責任として、^{責任の所在} 特別の個人財産の納入である。

I) 生命の質

13. 9. 1. 申 Köln 年の時佐務者 成武 斯屋の面番に於て役権を以てし

第四 Pfändungsklausel

第五 Kapitel 不法行為

第一 総論

最古

Friedenbruchは
は用紙が Fried-
heitを科す。

他の不法行為は
科す。Sühne

Sühngeld

(Mergel
Busse

7325時代

Mergel
Sühngeldの科す。

第四 Pfändungsklausel (差押文書)

文中に許すか否かの差押は文中に明かにしてある場合に限る。許す
か否かの区別はなし。但し、特約を以て解かす。使する。財
産と差押の区別は許す。差押の特約は認められてきた。Röm. R.
が規定した。差押の特約は認められてきた。裁判所に差押を請求する。の特
約。

第五章 不法行為

第一 総論

古くは民族の最古の不法行為は刑法上の犯罪の性質を有す。
但し、この犯罪は必ずしも、法律で定められていない。犯罪の中同
様のものを示す。Friedenbruchの行為は、非違。この場合、
同様のものを示す。Friedlosigkeitの刑は科す。但し、人の生命、財産、名
誉を毀損する。他人の不法行為は、同様のものを示す。但し、
及ぶ。民族の最古の不法行為は、同様のものを示す。但し、
許す。其の最古の不法行為は、同様のものを示す。但し、
と規定する。最古の不法行為は、同様のものを示す。但し、
丙の百の年を回復する。但し、Sühngeldは殺人の場合に、Man-
geld, Mergelと云ふ。他の場合は、Busse (composition)と云
ふ。Busseは、最古の不法行為は、Mergelと云ふ。但し、
はMergel 及び Busseは、文中に明かにしてある。但し、
に明かにしてある。但し、Busseの支払は、文中に明かにしてある。

Köhler, Shakespeare von dem Forum
der Jurisprudenz, 1883 2. Aufl. 1919.

[illegible]

第 他人の不法行為に対する責任

(1) 奴隷

中世以前

(2) 使用人

解雇

第 動物、物件の惹起する損害

(1) 動物

中世以前

家畜は責任

野獣は責任

中世以後
(Sachsenspiegel)

第 他人の不法行為に対する責任

ドイツ固有法では他人の不法行為の責任を負う者が多かった。その中
主要なものは：

1) 奴隷

中世以前、奴隷の主人は、奴隷が他人に損害を及ぼせば主人の不法行為として責任を負った。しかし主人が奴隷を被害者に与付た場合は主人は無意犯として責任を負わなかった。解放された奴隷は被害者に与付た場合は主人は全額の責任を負わなかった。

2) 使用人

中世の法律では主人は自己の使用人、雇人の不法行為の自己の責任を負う規定であった。しかし中世以後の法律では主人が不法行為の事実を知った後直ちに解雇した場合の責任を負わなかった。

第 動物、物件の惹起する損害

(1) 動物

中世以前の法律によれば家畜の飼育者は家畜が他人に損害を及ぼせば賠償の責任があった。但し飼育者は家畜を被害者に与付た責任を負わなかった。但し野獣の飼育者はその惹起する損害と飼育者自身の責任とは全く条件に責任を負った。以上の責任は中世以後の大作に於いて変化が現れた。特に Sachsenspiegel によれば飼育者は家畜の損害を及ぼしたと同時にその家畜を被害者に与付た場合毎の場合は全責任を負うが、家畜の損害を及ぼしたと同時に賠償の場合は損害の賠償の責任を負う。又 Sachsenspiegel は野獣の惹起する損害については全く条件に責任を負わなかった。

創 古くは古くから既に存在するものから生じた。又他の物に
も存在するものから生じた。

(2) 物権

731年時代

交渉

6. Kap 債権譲渡及代理

第1 債権譲渡

731年時代—中
世末—認めず

同様の代理の目的と道と般

- ① 身元のおお契約
- ② Wertpapier
- ③ Salmann (Tienländer)

(1) Landrecht, S.
(2) Stadtrecht, S.

第2 代理

中世末迄未承認

同様の代理の目的と
道と般

(I) 身元のおお契約

(2) 物権

731年時代の物は又物権が他人に授けられた場合に所有
権が移ることを認めていた。しかしこの物権を譲渡するに
は所有権の移転を認めていた。中世末迄は所有権は所有
権に下った。

第2章 債権譲渡及代理

第1 債権譲渡

ドイツ国法は731年時代から中世末迄債権者の合意なしに債権者
が単独で債権を他人に譲渡するのを許さなかった。これは契約は文
言の形式で成ることを要する原則に依るものであり
大抵に契約当事者の一方が債権者の債務及び代当責任に
関し何者の請求をかわね利があるから。此債権譲渡の許さな
かった所以である。17世紀以来18世紀初頭には債権譲渡が認めら
れた。これは Reception である Röm. R. からの譲渡
譲渡が認められたと云われる。

第2 代理

ドイツ国法は731年時代以来例外の例外に非特許と代理
を許すことがなされた。これは Reception である。17世紀以来18世紀初頭
に Reception である。ドイツ国法は直接代理の利益は中世末迄
未承認の Reception である。直接代理の目的と道と般
に下った。731年時代以来多量な。その主なものは:

I) 身元のおお契約

(II) Wertpapier

A. C. A.
 tibi aut cui dederis
 貸主 又 人へ
 ad exigendum
 取立

tibi aut cui cartam dederis
 この文を 貸主へ

* wer diesen Brief mit deinem Willen innehat

種類

(1) Exaktionsklausel
Exaktionsklausel

(2) Begebungsklausel

フラウ 時代以来貸主が借主以外の人に貸付をなし
 或は相手方若しくは借主に貸付をなす契約が有効であり貸主は債
 権譲渡の目的でこの手紙を用いた。この手紙のあり様は
 約は *rem. R.* の原則と異なり借主が受渡したてにこの契約
 により債権を取扱効果を生じたのである。ドイツ国法律の原則
 は *Rezeption* の説 *rem. R.* の原則の一時瓦解に於て借主が他
 人の契約により債権を取扱はるは借主が受渡した意思を表示
 することと要とあるを本としこれを行はば固有正の原則と得たのである

II) Wertpapier

フラウ時代以来各種の Wertpapier が出来たのは事実であるが借主のあり様
 契約の一場面以外である。従って此は代理又は債権譲渡の目的を
 この手紙と盛りに用いられる。今フラウ時代以来若しくは Wert-
 papier の種類を挙げて

1) Exaktionsklausel (取立文書) 此の Wertpapier は債権者が債権者又は債権者が債権者
 であるの証書と交付ししむるに支拂の旨の *Text* と記載し
 ている。即ち *tibi aut cui dederis ad exigendum* の文
 を有するのが常である。

2) Begebungsklausel (交付文書)
 これは債権者が債権者若しくは債権者が他の証書と交付ししむる
 者に對し支拂の旨を記載した証書である。その文はフラウ時代
 以来 *tibi aut cui cartam dederis*, 19. Jh. には *dir*
 oder *wer diesen Brief mit deinem Willen innehat*

Orderklausel 指國文

cui hoc scriptum vice tua
この証書を おあの方々に
in manu paruerit. おあのおに
牛乳を 与へ (その人へ)

二の二と七六に正しく世の中は

* 此の偏名は「漢下」の字で「わか」は「漢」の字。Circuta
の文字が筆にあり。

apud quem
その人の所へ... 結果その人へ(押さへ)

例 - 设计 in dense

Endossement.

(3) Stellvertretungsk

(4) alternative In-
haber klausel

(7) keine Inkubations-
klausel.

(getreuen 215 500)

前文又 *dir oder dem getreuen Inhaber* の形式を用ゐたものなり。
 所が 17. *Jh.* 頃には フランスに *à NV ou à son ordre**
 の形式が導入され、つて *dir oder an Ordre* の文を以て之を代へる
 事となつた。

3) Stellvertretungsklausel (代理文言)

7515 1851 (17) tibi aut hoc scriptum vice tua in manu
paraverit, 1712 1714 1715 dir oder wer diesen Brief von deinet-
wegen innehat

4) Alternative Inkaberklausel (選擇的の所有權人拂の文書)

735 1841 ist Lieb' aut cui hoc scriptum in manu paraverit.¹⁷
 1841 ist dir oder wer diesen Brief innehat (ist dir oder
 dem Inhaber dieses Briefs).

5) Reine Inhaberklause.

Busbstück ad hominem apud quem hoc scriptum in manu paruerit, istes ist dem Inhaber dieses Briefs.

以上述べた五種類の *Wertpapier* の中 (1)(2)(3) の三種に於ては交付を受ける
 持有人在が交付を受ける権利を有する人から交付を受けることを証明する
 必要がある。而してこの証明は (1) と (2) にある持有人在の *Willenbrief* とが
 作成し (3) の場合には委託状^{委任状} である。但しフランスに於てはイタリアから ~~直接~~
 輸出証券の裏面 (*en dos*) 簡單の *ordre* の文を記入するが最も有利な
 手段で第 15 頁 *附* 以ては輸入に於ては *Orderpapier* の最も通
 る非常に便利であった。 *Inhaberpapier* 毎票に於ては 16 箇条上に於て 16 箇
 条の種の証明を要するが 16 頁 *附* フランスの字では *rom. R.* の字樣

QpCARD 10

Salmann

(III) Salmann (Treu- händer)

(1) Landrecht's Salmann

(a)

(b)

§ 42 Inhaberpapierの所持人権利を主張するに必要なり
利権の譲渡又は債権の取立の事件を証明せねばならぬといふことを主張し
他の諸國にも影響を及ぼす同一の事件を証明せねばならぬといふことを主張し
所持人排文の証書はこれを証明するに必要と呈すことのみならず権利
を主張し得るのみならず、最後に持主の所持人排文の証書はこれ
によりて世に公表し得るのみならず

III) Salmann (Treu- händer)

Salmannはフランク時代に遺言の代用として用いた Affatonicの仲介人
が著述せしめて中世、特約場合に利用されし仲介代理の目的を達する
ため利用せしめられた二種である。

(1) Landrecht's Salmann

これは Affatonicを用いるにあつた仲介者としての性質と同じく他第三者に
譲渡せられし条件の下に他人が財産の譲渡を受けし中の人 (Mit-
telmann) である。この種の Salmann は次の二つの場合に必要とされ
代理人の役目を行つたのである。

a) 不動産の持主者が不在中、或る者に不動産の譲渡行為 (中
世の Anflossung) とあると信託に任せ Salmann にその不動産
を譲渡せしめられたのである。この場合は Salmann は信託を代つて後
者の譲渡不動産を更に指定された者に譲渡する義務を負つたのである。
b) 自己の不在中或る者が不動産の譲渡を受けしと信託に任せ Sal-
mann に送託せしめられたのである。この場合は Salmann は信託者の不在中
相手方が不動産の譲渡を受けし信託者が帰還後更に之を信託者
に譲渡したのである。

